

# 第3期 日本一の健康長寿県構想 線表【別冊】

大目標Ⅲ 厳しい環境にある子どもたちへの支援

○高知家の子どもの貧困対策推進計画 .....p. 1～p. 51

平成28年度 子どもの貧困対策関連施策の一覧

1 子どもたちへの支援策の抜本強化		
<b>(1)就学前教育の充実</b>		
1	家庭支援推進保育講座	教育政策課
2	家庭支援推進事業(保育サービス等推進総合補助金)	幼保支援課
3	特別支援保育推進事業	"
4	多機能型保育モデル事業	"
5	スクールソーシャルワーカー活用事業(保育所・幼稚園等)	"
6	親育ち支援保育者フォローアップ事業	"

<b>(2)学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化</b>		
7	放課後等における学習支援事業	小中学校課
8	管理指導諸費(コミュニティスクール学校運営協議会)	高等学校課
9	教師力アップ事業	"
10	学力向上(社会で生き抜く力を育む応援事業)	"
11	ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト	特別支援教育課
12	放課後子ども総合プラン推進事業	生涯学習課
13	学校支援地域本部等事業	"
14	学校地域連携推進担当指導主事の配置	"
15	教育相談体制充実費(スクールソーシャルワーカー活用事業)	人権教育課
16	教育相談体制充実費(スクールカウンセラー等活用事業)	"
17	心の教育センター教育相談事業	"
18	いじめ防止対策等総合推進事業(ネット対策)	"
19	自殺対策事業費(かかりつけ医等心の健康対応力向上研修委託料)	障害保健福祉課
20	学校給食研修指導費	スポーツ健康教育課
21	健康教育充実費	"
22	こうちの子ども体力向上支援事業	"
23	子どもの健康的な生活習慣支援事業	健康長寿政策課
24	地域食育推進事業	"
25	子どもの健口応援推進事業	"

<b>(3)高知家の子ども見守りプランの推進</b>		
26	青少年対策推進費(深夜徘徊と万引き防止に向けた官民協働の取組)	児童家庭課
27	青少年対策推進費(民生・児童委員などによる地域の見守り活動)	"
28	青少年対策推進費(就労体験講習委託料等)	"

<b>(4)進学・就労等に向けた支援</b>		
29	入所児童自立支援等事業費補助金	児童家庭課
30	児童家庭支援センター退所児童等アフターケア事業	"
31	身元保証人確保等対策事業負担金	"
32	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金	"
33	児童養護施設等児童措置委託料	"
34	専修学校運営費補助金	私学・大学支援課
35	高知県公立大学法人運営費交付金	"
36	専修学校生修学支援補助金	"
37	夢・志チャレンジ基金積立金	"
38	就職支援相談センター事業(ジョブカフェこうち)	雇用労働政策課
39	就職支援対策費	高等学校課
40	就職促進指導費	"
41	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	福祉指導課
42	子どもの居場所づくり支援事業	"
43	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯学習課

2 保護者等への支援策の抜本強化		
<b>(1)保護者の子育て力の向上</b>		
44	親育ち支援啓発事業	幼保支援課
45	基本的な生活習慣向上事業	"
46	保護者の一日保育者体験推進事業	"
47	家庭教育支援基盤形成事業	生涯学習課
48	PTA活動振興事業	"

<b>(2)妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援</b>		
49	助産施設措置委託料	児童家庭課
50	地域子ども・子育て支援事業費補助金(乳児家庭全戸訪問事業等)	"
51	子どもの見守り体制推進事業	"
52	母体管理支援事業(地域子ども・子育て支援事業費補助金等)	健康対策課
53	健やかな子どもの成長・発達支援事業	"
54	地域子育て支援事業	少子対策課
55	子育て支援ポータルサイト相談委託料	"
56	出会い・結婚・子育て応援窓口運営事業	"
57	地域子育て支援拠点等運営事業費補助金	"
58	安心子育て応援事業費補助金	"
59	子育て支援員等研修事業委託料	"

(3)住まい・就労・生活への支援		
60	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	福祉指導課
61	ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置	住 宅 課
62	地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業	"
63	高知県居住支援協議会の活動	"
64	ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金補助金)	児童家庭課
65	ひとり親家庭自立支援事業費補助金(高等職業訓練促進給付金等補助金)	"
66	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	"
67	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	"
68	ひとり親家庭等自立支援事業費(就業・自立支援相談事業等委託料)	"
69	被保護者就労支援事業	福祉指導課
70	生活困窮者就労準備支援事業	"
71	生活困窮者就労訓練事業所支援事業	"
72	女性就労支援事業(高知家の女性しごと応援室)	県民生活・男女 共同参画課
73	ファミリー・サポート・センター事業	"
74	離職者等再就職訓練事業	雇用労働政策課
75	乳幼児医療費補助金	健康対策課
76	ひとり親家庭医療費助成事業	児童家庭課
77	児童扶養手当費	"
78	母子・父子自立支援員設置費	"
79	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	"
80	生活困窮者自立相談支援事業	福祉指導課
81	生活困窮者家計相談支援事業	"
82	生活保護生活扶助費	"
83	生活保護扶助費(教育扶助)	"
84	生活保護扶助費(生業費における高等学校等修学費)	"
85	就学奨励事業	特別支援教育課
86	高等学校等奨学金貸付事業	高等学校課
87	高等学校等就学支援金事業	"
88	私立高等学校等再就学支援金交付金	私学・大学支援課
89	私立学校授業料減免補助金	"
90	私立高等学校等就学支援金交付金	"
91	私立高校生等奨学給付金扶助費	"
92	多子世帯保育料軽減事業	幼保支援課

(4)児童虐待防止対策の推進(子どもたちの命の安全・安心の確保)		
93	児童虐待防止等対策事業	児童家庭課
94	児童相談所電話対応専門員配置	"

3 その他		
95	生活実態調査委託料	児童家庭課
96	地域コーディネーター養成事業	"

1 子どもたちへの支援策の抜本強化

(1) 就学前教育の充実

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
1 家庭支援推進保育講座 【教育政策課】 2 保育サービス促進事業（家庭支援加配保育士の配置） 【幼保支援課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。</li> <li>◆保育士不足等により、保育所等に入所している課題を抱える子ども・家庭への個別の対応が十分でない。</li> <li>・家庭支援加配保育士の配置 H27：63人</li> </ul>	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所に入所している子どもの処遇向上及び保護者の子育て力の向上を図るため、日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を、家庭訪問や地域連携等を通じて行う専任の保育士を配置する。

	実施計画				目指すべき姿（到達目標）
	H28	H29	H30	H31	
◆家庭支援加配保育士の配置	→				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆家庭支援加配保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。</li> <li>・家庭支援加配保育士の配置：93人</li> <li>・家庭支援加配保育士配置園における家庭支援の指導計画及び記録の作成率※：100%</li> <li>・家庭支援加配保育士の家庭支援に係る研修参加率※：100%</li> <li>※H28 から調査実施</li> </ul>
◇保育所への家庭支援加配保育士の配置 73人	→				
・加配保育士の資質向上のための研修の実施（年1回）	1回	1回	1回	1回	
		79人	86人	93人	

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
<p>3 特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）</p> <p>【幼保支援課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。</li> <li>◆保育士の不足等により、保育所等に入所している課題を抱える子ども・家庭への個別の対応が十分でない。</li> <li>◆複雑化・多様化する厳しい環境にある家庭への支援を行うにあたっては、保育士の支援力の向上が必要である。</li> <li>◆平成27年度から親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を進めている。</li> <li>・親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 H27：6市町7人</li> </ul>	<p>特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。</p>
<p>4 多機能型保育モデル事業</p> <p>【幼保支援課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆少子化、核家族化等により就労形態や価値観の多様化など生活習慣が変化中、人々との結びつきや地域で子どもを育てていくという連帯意識が希薄になってきている。</li> <li>◆育児不安や育児ストレスを一人で抱えてしまい、孤立感を感じている保護者が増加しており、育児の手助けをしてくれる場や短時間の一時預かりの場の確保が必要である。</li> <li>◆待機児童の多くは0・1歳であり、高知市等中心部に集中している。また、保育所への入所も4月に集中するため、年度途中での受け入れ施設が不足している。</li> <li>・地域型保育事業所数（H27.4月現在） 14か所（7市村） ※家庭的保育事業所：0か所</li> <li>・子育て支援員等の育成人数（H27） 地域型保育：111人 一時預かり：84人</li> </ul>	<p>保護者のニーズが高い短時間の一時預かりにも対応できるよう、高齢者や子育て世代の交流とともに一時預かりも可能な多機能型保育の設置を進めるなど、地域の人材を活用して子育て支援を行う仕組みをつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆多機能型保育事業所の設置 高齢者や子育て世代の交流とともに一時預かりも可能な多機能型保育の設置を進めるなど、地域の人材を活用して子育て支援を行う仕組みをつくる。</li> <li>◆子育て支援員研修等の実施 保育サービスの担い手となる子育て支援員等を養成する認定研修を実施し、人材の確保を図るとともに、支援員等の資質向上のためのフォローアップ・現任研修を実施する。</li> </ul>

	実施計画				目指すべき姿（到達目標）
	H28	H29	H30	H31	
◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	→				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。</li> <li>・親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置：24市町村30人</li> <li>・親育ち・特別支援保育コーディネーター配置市町村における個別の指導計画・就学時引き継ぎシートの作成率*：100%</li> <li>※H28から調査実施</li> </ul>
◇市町村等にコーディネーターの配置 13市町村17人	16市町村21人	20市町村25人	24市町村30人		
・コーディネーターの質向上のための研修実施（年3回）	3回	3回	3回		
◆多機能型保育事業所の設置	→				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小規模なコミュニティ等が構築され、身近な地域の中で、一時預かり等保護者のニーズに合った支援の充実が図られている。</li> <li>・多機能型保育実施か所数：32か所以上</li> <li>・子育て支援員等の育成人数：80人以上</li> <li>・子育て支援員フォローアップ・現任研修の参加率*：80%以上（4月1日現在子育て支援員として従事している職員数に占める参加者数の割合）</li> <li>・子育て支援員フォローアップ・現任研修1ヶ月経過後の受講生へのアンケート結果「子どもへの関わりについて研修の効果があった」と回答した割合*：100%</li> <li>※H28から調査実施</li> </ul>
・多機能型保育連携モデル事業の実施単体への補助 3か所	12か所	22か所	32か所		
◆子育て支援研修等の実施	→				
・子育て支援員等を養成する認定研修の実施	→				
・子育て支援員等の資質向上のためのフォローアップ・現任研修の実施	→				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
5 スクールソーシャルワーカー活用事業（就学前） 【幼保支援課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。</li> <li>◆保育士の不足に加え、経営的な理由により私立保育所に家庭支援加配保育士の配置が少ないことなどから、保育所等に入所している課題を抱える子ども・家庭への個別の対応が十分でない。</li> <li>◆スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を推進するための人材の確保が必要である。</li> </ul> <p>・SSWの配置状況（H27年度） 27市町村に60人配置 （うち、課題の多い市部への重点配置7市15人）</p>	<p>厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。</p>
6 親育ち支援保育者フォローアップ事業 【幼保支援課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆親育ち支援保育者育成研修会修了者（親育ち支援の中核者）に対して研修を実施することで、園内での親育ち支援の体制を構築してきているが、園全体の親育ち支援力の向上が十分でない。</li> <li>◆職員の異動等によって、親育ち支援の中核者のいない園や複数集中する園があり、また、管理職の意識にも差がある。</li> <li>◆保育所・幼稚園等だけで課題解決につながらないケースもあり、支援方法で苦慮している。</li> <li>◆親育ち支援の中核者が、園内で中心となりその役割を十分果たすことによって、園全体の親育ち支援力を高めることが必要である。</li> <li>◆保育所・幼稚園等だけで課題解決が難しい場合等については、近隣の市町村で取組の共有や新たな情報を得られるように、ネットワーク化を図ることが必要である。</li> </ul> <p>・フォローアップ研修対象者：234人 （H27.10月現在）</p>	<p>保育所・幼稚園等において、親育ち支援の取組を促進するために、親育ち支援の中核となる保育者の資質・指導力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自己課題に応じた研修 親育ち支援の中核者が園内の保育者の支援を行うことができるよう、中核者の資質の向上を図るとともに、その保育者が役割を十分果たせるように支援する。</li> <li>◆親育ち支援保育者専門研修 各市町村代表の親育ち支援の中核者を対象に、専門性の更なる向上を図る研修を行い、ブロック別交流会を開催するなど、近隣の市町村のネットワーク化を図り、関係機関とも連携をしながら、地域の課題に応じた研修を実施することを支援する。</li> </ul>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
◆スクールソーシャルワーカーと連携した支援活動				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。</li> <li>・SSWの配置市町村数：全市町村</li> <li>・支援の必要な子どもの個別の指導計画・支援記録の作成率※：100%</li> <li>※H28から調査実施</li> </ul>
◇市町村への段階的なSSWの配置拡充	SSWの配置を段階的に拡充し、平成31年度までに全ての市町村に配置			
◆自己課題に応じた研修				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆多くの園で、研修修了者が中核となり、親育ち支援が行われている。</li> <li>・親育ち支援の中核者が親育ち支援に関わる園内研修を行った割合※：100%</li> <li>◆近隣の市町村において、親育ち支援の中核者によるネットワーク化が図られ、親育ち支援の取組が進められている。</li> <li>・各ブロックでの交流会の開催※：年間1回以上</li> <li>※H28から調査実施</li> </ul>
◇親育ち支援実践交流会 1会場	◆研修の継続			
◇保育所・幼稚園等での保護者研修・保育者研修	・検証・見直しを図った上で実施			
◆親育ち支援保育者専門研修（H27～29）				
◇親育ち支援ネットワークの中核となる人材の育成 ・各市町村1名程度 中部：3ブロック 18人	◆ブロック別交流会 7ブロック			
◇ブロック別交流会 ・東部：2ブロック 中部：3ブロック	・各市町村1名程度 西部：2ブロック 10人	・東部：2ブロック 中部：3ブロック 西部：2ブロック		

(2) 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
7 放課後等における学習支援事業 【小中学校課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各小・中学校では、学力定着に課題のある児童生徒には、放課後や長期休業期間を利用した加力学習を実施している。放課後等学習支援員を配置した学校では、個々の学習課題に応じた、よりきめ細かな支援が行われている。</li> <li>・H27 全国学力・学習状況調査結果 放課後を利用した補足的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合 小学校：56.0%（全国 17.7%） 中学校：50.4%（全国 14.9%）</li> <li>・H27 放課後等学習支援員配置状況 市町村：18 市町村 小学校：45 校 80 人 中学校：46 校 94 人</li> <li>◆学校により補充学習の質にバラツキがあり、その一番の要因は、学校組織としての補充学習への関わり方の違いと考えられる。</li> <li>◆新たな支援員を確保できない地域もあり、放課後補充学習の取組を更に拡充していくためには、スキルの高い支援員確保のための制度見直しが必要である。</li> <li>◆放課後学習のみでは、学力定着状況に課題のある児童生徒の学習課題の解決には至らないため、授業からの一貫した支援が必要である。</li> </ul>	<p>小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的な支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に対応できるよう充実・強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆放課後等学習支援員の配置拡充 市町村が「放課後等学習支援事業費補助金」を活用して学習支援員の配置を拡充することにより、学力の定着状況に課題のある児童生徒へのきめ細かな学習指導・支援を充実させる。 ※補助対象：市町村教育委員会が雇用する放課後学習支援員の人件費、補充学習で使用する教材費、支援員の交通費等</li> <li>◆放課後等学習指導の質的向上 児童生徒の個々の学習課題に応じたきめ細かな学習支援を行うために放課後等学習支援員の質的な向上を図る。</li> </ul>
8 管理指導諸費（コミュニティスクール学校運営協議会） 【高等学校課】	<p>県立学校（1校）が設置する学校運営協議会（※）を開催する事業（事務費）であり、実施計画や到達目標の設定には馴染まない事業であることから、進捗管理シート及び線表作成を見送ることとする。</p> <p>（※）保護者及び地域住民等が一定の権限及び責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、一体となって子どもたちの教育に取り組むことを目的に設置する。</p>	

	実施計画				目指すべき姿（到達目標）
	H28	H29	H30	H31	
◆放課後等学習支援員の配置拡充	→				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後学習において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導、家庭学習指導等、一人一人の状況に応じた学習機会が全ての学校で提供されている。</li> <li>◆各小・中学校が、学校経営として低学力対策を位置付け、課題解決サイクルを確立して、学力を押し上げている。</li> <li>・放課後等学習支援員の配置校数 小学校：100校以上 中学校：80校以上</li> </ul>
◇配置状況（計画） ・29 市町村 ・小学校 93 校 154 名 ・中学校 77 校 170 名	→				
◆放課後等学習指導の質的向上	→				
◇市町村における質の高い放課後等の学習指導支援員の確保のための支援訪問 ◇放課後等学習支援充実のため、情報提供	→				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
<b>9</b> <b>教師力アップ事業</b> 【高等学校課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆就職内定率は98%を超え、国公立大学進学者数も500名を超えるなど、一定成果が出ているが、3年生4月の大学進学希望者に比べ、実際の進学者は1割程度少なくなる状況にある。</li> <li>◆多様な学力や進路希望のある生徒に対して習熟度別授業や学習支援員の活用、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援など、個に応じた対応が一定できるようになってきた。</li> <li>◆高大接続改革の動き等も踏まえ、生徒が社会で生き抜くために必要となる、思考力、判断力、表現力等を育成するための授業改善や教員の指導力向上が必要である。</li> <li>◆進学学力に関する指導では、学校の中で教員の指導力を向上させていく環境が十分ではなく、特に難関大学の受験に向けての教科指導について、個々の教員の指導力向上が必要である。</li> <li>◆生徒の学力や進路希望等が多様化している中で、生徒の状況を的確に把握し、適切な支援を行うための教員の指導力の向上が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大学進学に向けた指導力向上 教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図るために、拠点となる学校5校を指定し、他県のスーパーティーチャーや予備校講師を招へいして授業研究を実施するとともに、学校の進路指導体制の充実を図る。</li> <li>◆英語発信力の育成 グローバル社会の中で生き抜くために、文化や言語の異なる人々と協働できる英語力・コミュニケーション能力をもった生徒を育成するため、4技能をバランスよく向上させる言語活動の充実を目指した授業の実践・研究を行う。</li> <li>◆アクティブラーニングを活用した指導方法の改善 次期学習指導要領でその充実が図られるアクティブラーニングや国際共通語としての英語活用力の向上、政治的教養を育む教育、高大接続に係る「高等学校基礎学力テスト（仮称）」や「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」導入などの課題に対応するため、教員研修や指定校による研究実践の取組を通じて、教員の指導力向上を図る。</li> <li>◆学力向上のための指導改善 生徒の学力向上と学習支援体制の構築を図るために、各県立高等学校において学力定着把握検査を実施し、その結果に基づいて学力向上対策を研究するとともに、その成果を県全体で共有する。</li> </ul>
<b>10</b> <b>学力向上(学習支援員事業)</b> <b>(社会で生き抜く力を育む</b> <b>応援事業)</b> 【高等学校課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全ての全日制及び多部制昼間部の全学年を対象として実施している学力定着把握検査の結果、高等学校入学生のうち、約3割の生徒が基礎学力が未定着とされるD3層である。D3層の生徒への支援の一つとして、時間講師や退職教員、地域の人材等による学習支援員を配置し、学習支援の充実を図ってきたことで、D3層の生徒数の減少につながっている。</li> <li>◆学習支援員の配置は増加しており、平成27年度からは大学生の活用も始めているが、中山間地域等では学習支援員の確保が困難であり、希望する全ての学校に配置できていない状況がある。</li> <li>・学習支援員の配置状況 H26：述べ44人(20校 1校90時間) H27：述べ86人(28校 1校150時間) (H27.10月末現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学習支援員事業 個々の生徒の実態に応じたきめ細かな指導を充実させるため、放課後や長期休業中の補力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導補助を担う学習支援員の配置を拡充する。</li> </ul>

	実施計画				目指すべき姿(到達目標)
	H28	H29	H30	H31	
<b>◆大学進学に向けた指導力向上</b> ・拠点校として5校を指定 ・各校2教科で実施					<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教員の教科指導力が向上し、公立高等学校からの国公立大学進学者数及び県内大学合格者数が増加している。</li> <li>・国公立大学進学者数(現役)700名以上(H27.3月卒:535名)</li> <li>・県内大学入学定員数に占める県内公立高校卒業者の割合25%以上(H27.3月卒:20.0%)</li> <li>・英語担当教員の英検準1級程度取得率(H32年度末)高等学校:75%以上(H26:48.8%) ※準1級と同等の英語力を有する者を含む</li> </ul>
<b>◆英語発信力の育成</b> ・高等学校教育研究会を活用した英語指導力の向上					
<b>◆アクティブラーニングを活用した指導方法の改善</b> ・大学入試改革に向けた教科指導方法の改善 ・政治的教養を育む教育に係る実践研究(指定3校) ・言語活動充実のためのNIEの推進(指定1校) ・カウンセリングマインドの向上(再掲)					
<b>◆学力向上のための指導改善</b> ・学力定着把握検査の結果に基づく学力向上に向けた指導改善					
<b>◆学習支援員事業</b> ・学習支援員の配置 ・大学生の学習支援員の配置拡充					



事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
11 ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト 【特別支援教育課】	<p>◆指定中学校区において、ユニバーサルデザインに基づく「分かる」「できる」授業づくりに取り組み、その成果を研究発表会や研修会等で発信することにより、他の小・中学校へ取組が広がりがつつあるが、確実に普及させていくことが必要である。</p> <p>・ユニバーサルデザインの授業づくりに関する研究授業の実施率（H26年度） 小学校：48.5%、中学校：44.4%</p> <p>・発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した学校の割合（H26年度） 小学校→中学校：28.6% 中学校→高等学校：15.9%</p> <p>◆教育的ニーズに応じた指導を行うために、引き継ぎシートの活用促進、個別の指導計画等に基づいた指導の充実を図り、校内での組織的な指導・支援を継続的に実施していく必要がある。</p> <p>・「個別の指導計画」を作成している学校の割合（H26年度） 小学校：91.7%、中学校：73.8%</p>	<p>特別な支援が必要な児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた指導の充実を図るために、ユニバーサルデザインに基づく「分かる」「できる」授業づくり及び、各学校段階の移行期における円滑な引き継ぎを行うための仕組みづくりを行う。</p> <p>◆ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業 発達障害等のある子どもの特性に応じたユニバーサルデザインに基づいた授業実践力の向上、引き継ぎシートを用いた校種間で支援をつなぐ仕組みの構築を目指す。</p> <p>◆中学校区特別支援教育学校コーディネーター連携充実事業 個別の指導計画やつながるノート等を用いた校内委員会の活性化と効果的な運用を目指す。</p>
12 放課後子ども総合プラン推進事業 【生涯学習課】	<p>◆平成27年4月時点で全小学校区の約9割に放課後児童クラブや放課後子ども教室が設置され、放課後の安全・安心な居場所の確保とともに、多様な体験・交流や学習活動の充実が図られてきた。</p> <p>◆市町村や学校によって活動内容に差がある。学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の充実や、地域との交流が深まる体験活動の充実に向けて、学校と地域との連携を更に進めていく必要がある。</p> <p>◆厳しい環境にある子どもたちも安心して過ごせる居場所づくりに向けて、保護者が長時間働く家庭や、経済的に厳しい家庭が利用しやすい環境整備を行い、福祉関係機関とも十分な連携を図ることが必要である。</p> <p>◆過疎化や高齢化の中で、地域人材を確保する仕組みの拡充に加え、放課後児童支援員など、活動を担う地域人材の専門性を高める取組が必要である。</p>	<p>放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。</p> <p>◆放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置促進及び活動内容の充実 教材の購入支援などにより学びの場の充実を図るとともに、事例集を作成し、効果的な活動を周知広報する。 併せて、働く保護者や経済的に厳しい家庭のニーズを踏まえた開設時間の延長や、就学援助世帯等の利用料の減免につながる支援、福祉関係機関との連携などを促進する。</p> <p>◆放課後児童支援員等の研修の充実 放課後児童支援員認定資格研修など、活動に携わる方々が必要な専門知識を習得するための研修を充実する。</p> <p>◆学び場人材バンクによる支援 ボランティアや地域コーディネーター等の地域人材の発掘・確保及びマッチングを行う学び場人材バンク事業の実施とともに、事業の周知広報を積極的に行う。</p>

実施計画	実施計画				目指すべき姿（到達目標）
	H28	H29	H30	H31	
<p>◆ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業</p> <p>◇2中学校区継続 ・実践研究の実施 ・学校訪問等による指導助言</p> <p>◇取組の成果普及 ・パッケージの作成 ・パッケージを活用した研修の実施 ・保護者への啓発リーフレットの配布</p> <p>◆中学校区特別支援教育学校コーディネーター連携充実事業</p> <p>◇中学校区を対象とした研修会の実施 ・教育事務所管内の全小・中学校対象</p> <p>◇引き継ぎシート及び個別の指導計画の作成・活用</p> <p>◇特別連携協議会（医療・保健・福祉・労働等の関係機関）での情報共有</p>	<p>H28で指定終了</p> <p>・フォローアップの訪問の実施</p> <p>・学校訪問等による指導助言</p> <p>・研究協議会の開催（H29）</p>				<p>◆特別な支援を必要とする子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援が計画的・継続的に行われている。</p> <p>・ユニバーサルデザインの視点による「わかる」「できる」授業の実施率 小学校：100% 中学校：100%</p> <p>・発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した学校の割合 小学校→中学校：100% 中学校→高等学校：100%</p> <p>・通常の学級において、発達障害等障害のある児童生徒の「個別の指導計画」を作成している学校の割合 小学校：100% 中学校：100%</p>
<p>◆放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置促進及び活動内容の充実</p> <p>◇設置促進と活動内容の充実 ・教材購入補助等による学びの場の充実 ・開設時間延長や利用料減免への支援 ・福祉関係機関との連携促進 ・取組状況調査の実施 ・事例集の作成・配布</p> <p>◆放課後児童支援員等の研修の充実</p> <p>◇各種研修の開催 ・放課後児童支援員認定資格研修 ・放課後子ども教室研修などの専門研修</p> <p>◆学び場人材バンクによる支援</p> <p>◇学び場人材バンクの運営（委託） ・地域の核となる人材の発掘・登録 ・市町村や学校等のニーズに合わせたマッチング</p>		<p>・県内3会場で研修会を実施 ・学校訪問等による指導助言</p>	<p>4圏域において、年2回の協議会の実施</p>	<p>◆学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができています。</p> <p>・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校：95%以上（H27：93%）</p> <p>・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校：96%以上（H26：96%）</p>	

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
13 学校支援地域本部等事業 14 学校地域連携推進担当指導主事の配置 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを、更に積極的に進めていく必要がある。</li> <li>◆平成 27 年 4 月時点で 22 市町村 40 本部 85 校に学校支援地域本部が設置されており、取組は全市町村に拡がりつつある。</li> <li>◆市町村や学校によって活動内容に差がある。学習活動や学校行事への支援など様々な活動が数多く行われ、多くの住民が子どもたちを見守る体制をつくるためには、学校側及び地域側において、連絡調整等について中核的な役割を担う人材を配置・確保するなどの体制を整えることが必要である。</li> <li>◆学校をプラットフォームとして厳しい環境にある子どもたちを支えるためには、活動に携わる方々が子どもたちの現状に対する知識・理解を深めるとともに、福祉関係機関との連携を促進し、見守り機能の強化を図る必要がある。</li> <li>◆過疎化や高齢化の中で、人材の確保が難しい地域がある。</li> </ul>	<p>学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するために、学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実 学校地域連携推進担当指導主事を中心に、学校支援地域本部の設置拡大に取り組む。併せて、活動内容の一層の充実に向けて、学校側及び地域側の推進体制の整備や、年度計画の作成・進捗管理、事例集による情報共有、福祉機関との連携などの取組を促進する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>&lt;主な活動事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援、部活動支援</li> <li>・ゲストティーチャーによる授業補助</li> <li>・学校行事支援、地域行事への参加</li> <li>・読み聞かせ</li> <li>・校内の清掃活動など環境整備</li> <li>・登下校の安全指導、見守り</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学び場人材バンクによる支援 ボランティアや地域コーディネーター等の地域人材の発掘・確保及びマッチングを行う学び場人材バンク事業の実施とともに、事業の周知広報を積極的に行う。</li> </ul>

	実施計画				目指すべき姿（到達目標）
	H28	H29	H30	H31	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実</li> <li>◇学校地域連携推進担当指導主事（東部・中部・西部教育事務所及び高知市各 1 名）を中心とした支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域の状況に応じた助言等</li> <li>・年度計画の作成と進捗管理</li> <li>・学校側の連携担当者の明確化</li> <li>・地域コーディネーターの確保</li> <li>・福祉関係機関との連携促進</li> </ul> </li> <li>◇取組状況の把握と情報提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組状況調査の実施</li> <li>・運用手引を含む事例集の作成・配布</li> </ul> </li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校の様々な活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</li> <li>◆各学校支援地域本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。</li> <li>・学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が様々な活動に参画してくれる学校の割合 小学校：100% (H27：77.7%) 中学校：100% (H27：61.5%)</li> <li>・学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000 回以上 (H26：8,768 回)</li> <li>・学校支援地域本部が設置された学校数 小学校：150 校以上 (H27：53 校) 中学校：80 校以上 (H27：28 校)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学び場人材バンクによる支援</li> <li>◇学び場人材バンクの運営（委託）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の核となる人材の発掘・登録</li> <li>・市町村や学校等のニーズに合わせたマッチング</li> </ul> </li> </ul>					

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
15 スクールソーシャルワーカー活用事業  【人権教育課】	<p>◆学校に配置または派遣されたスクールソーシャルワーカー（SSW）が課題を抱える児童生徒の相談を受け、支援を行うことにより、課題の解決につながっている。</p> <p>・SSWの配置状況（H27年度） 27市町村に60人配置（うち、課題の多い市部への重点配置7市15人） 県立学校9校に配置（県立中高3校含む）（うち、新規配置 県立高校5校、特別支援学校1校）</p> <p>・SSWの活動実績（H26年度） 支援件数：1,703件 支援人数：1,278人 問題解決・好転率：44.3%</p> <p>◆SSWの配置拡大に伴う人材の確保や専門性の更なる向上を図る必要がある。</p> <p>◆SSWの効果的な活用を図るため市町村教育委員会や学校内のコーディネーターとなる担当者としてSSWとの連携体制を充実させる必要がある。</p>	<p>◆SSWの配置の拡充 教育相談支援体制の充実・強化を図るために、社会福祉の専門的な知識・技術を持ったSSWの配置を更に拡充する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>&lt;SSWの主要な業務内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な児童生徒が置かれている環境改善への働きかけ</li> <li>・関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整</li> <li>・学校内におけるチーム体制の構築、支援</li> <li>・校内支援会議における対応に関する助言</li> <li>・保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供</li> <li>・教職員等への研修活動</li> <li>・児童生徒の登校、放課後の学びの場への参加の促し等</li> <li>・市町村の要保護児童対策地域協議会での支援策の検討</li> <li>・欠食等の生活改善に関する支援や関係機関との連携</li> </ul> </div> <p>◆SSWによる支援の充実 欠席した児童生徒が不登校に至らぬようにするため、欠席直後の家庭訪問等により、児童生徒や家庭の状況を早期に把握し、課題がある場合は、外部の専門人材として、SSWを活用した支援を充実し、課題の解決を図る。</p> <p>◆SSWの校内支援会への参加 校内支援会に、状況に応じてSSWを参加させ、専門的な視点や個別支援のためのシートを活用した組織的対応を強化する。</p>

	実施計画				目指すべき姿（到達目標）
	H28	H29	H30	H31	
◆SSWの配置の拡充	→				<p>◆児童生徒や保護者、教職員の不安や悩みが解消され、児童生徒の問題行動等の未然防止や改善につながっている。</p> <p>・SSWの配置市町村数・配置校数 全市町村 高等学校：16校 特別支援学校：5校</p> <p>・SSWの関わりによる問題解決・好転率 50%以上</p>
◇市町村への段階的なSSWの配置拡充による教育相談支援体制の充実と強化	→				
◇課題の多い市部への重点配置の維持	→				
◇高等学校への段階的なSSWの配置拡充による教育相談支援体制の充実と強化	→				
◇特別支援学校への段階的なSSWの配置拡充による教育相談、支援体制の強化	→				
◆SSWによる支援の充実	→				
◇SSWを活用した支援体制を整備し、不登校等、生徒指導上の諸問題の課題の解決を図る	→				
◆SSWの校内支援会への参加	→				
◇SSWの専門的な知識、技術を取り入れた支援計画の立案、支援シートの作成	→				
◇教育相談支援機関等、関係機関との連携	→				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
16 スクールカウンセラー等 活用事業  【人権教育課】	<p>◆学校に配置されたスクールカウンセラー（SC）が、児童生徒や保護者、教職員への助言・支援を行うことにより、課題の解決につながっている。</p> <p>・SCの配置率（H27年度） 小学校：68.9%（135校） 中学校：100%（107校） ※週5日配置：1中学校区 ※小中連携配置：3中学校区 高等学校：100%（37校 県立中3校含む） 特別支援学校：100%（14校） ※週2回派遣：15校</p> <p>・SCの活動実績（H26年度） 相談件数：43,516件 相談人数：26,495人</p> <p>・SCの関わりにより不登校が改善された学校の割合（H26年度） 小学校：53.8% 中学校：67.1% 高等学校（県立） 全日制：30.0% 定時制：18.2%</p> <p>・不登校の新規発生率（H26年度） 小学校：49.1% 中学校：46.7% 高等学校（公立）：48.5%</p> <p>◆SCの配置拡大に伴う人材の確保や専門性の更なる向上を図る必要がある。</p> <p>◆SCをより効果的に活用できるよう、学校のコーディネート力の向上や、SCと教職員との協働体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>◆SCの配置の拡充 教育相談支援体制の充実・強化を図るために、心理の専門家であるSCの配置を更に拡充する。</p> <p>&lt;SCの主な業務内容&gt; ・児童生徒、保護者、教職員へのカウンセリングや助言 ・家庭訪問等による児童生徒や保護者へのカウンセリング ・生活習慣（欠食等）の改善に関わる児童生徒、保護者への助言や改善指導に関わる教職員への助言 ・校内研修会等の講師 ・児童生徒を対象としたストレスの解消方法等の学習プログラムの作成、実施 ・校内支援会議における対応に関する助言 ・市町村の要保護児童対策地域協議会での支援策の検討 ・個別支援計画（支援シート）作成に関する助言</p> <p>◆SCによるアウトリーチ型支援の実施 不登校の状況にある児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実するため、不登校の発生率が高い特定の市部の教育支援センターにSCを配置し、アウトリーチ型の支援体制を整備する。</p> <p>&lt;アウトリーチ型支援の主な業務内容&gt; ・教育支援センター対応の児童生徒のカウンセリング ・家庭訪問等によるカウンセリング ・専門的な見立てによる対応助言 ・市教育委員会・教育支援センター主催の支援会議への参加 ・教育支援センター対応の児童生徒の支援計画の作成に関する助言</p> <p>◆SCによる支援の充実 欠席した児童生徒が不登校に至らぬようにするため、欠席直後の家庭訪問等により、児童生徒や家庭の状況を早期に把握し、課題がある場合は、外部の専門人材として、SCを活用した支援を充実し、課題の解決を図る。</p> <p>◆SCを講師とした校内研修の定期開催 教員の生徒指導力を向上させるため、SCを講師した児童生徒研修を全教職員対象に実施する。</p> <p>◆SCの校内支援会への参加 校内支援会に、状況に応じてSCを参加させ、専門的な視点や個別支援のためのシートを活用した組織的対応を強化する。</p>

	実施計画			
	H28	H29	H30	H31
◆SCの配置の拡充	→			
◇SCによる教育相談、支援体制の充実と強化				
・小学校への段階的なSCの配置の拡充	→			
		SCの小学校への配置を段階的に拡充し、平成31年度までに全ての学校に配置		
・中学校（107校）へのSC配置の維持	→			
・高等学校へのSCの配置の拡充	→			
		平成31年度までに、学年3学級以上の全ての県立学校に週2回派遣		
・特別支援学校へのSCの配置の拡充	→			
◆SCによるアウトリーチ型支援の実施	→			
◇SCのアウトリーチ型支援	→			
		特定の市部の教育支援センターに段階的にSCを配置		
◆SCによる支援の充実	→			
◇SCを活用した支援体制を整備し、不登校等、生徒指導上の諸問題の解決を図る	→			
◆SCを講師とした校内教職員研修会の定期開催	→			
◇SCを講師とした児童生徒理解のための校内研修会の実施	→			
◆SCの校内支援会への参加	→			
◇SCの専門的な意見を取り入れた支援計画の立案、支援シートの作成	→			
◇教育相談支援機関等、関係機関との連携	→			
◇特定の市部の教育支援センターにおけるSCのアウトリーチ型の支援	→			

目指すべき姿（到達目標）
◆児童生徒や保護者、教職員の不安や悩みが解消され、児童生徒の問題行動等の未然防止や改善につながっている。
・SCの配置率 小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100% ※1学年3学級以上の学校への週2回派遣：100% 特別支援学校：100%
・SCの関わりにより不登校が改善された学校の割合 小学校：90%以上 中学校：90%以上 高等学校 全日制：50%以上 定時制：30%以上
・不登校の新規発生率 小学校：30%以下 中学校：35%以下 高等学校（公立）：30%以下

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
17 心の教育センター教育相談事業  【心の教育センター】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆厳しい状況に置かれながらも、どこにも所属せず支援が行き届いていない児童生徒が潜在的に存在している。</li> <li>◆問題を抱える子どもの背景となる課題が複雑化しており、解決困難な事例に対応するためには、職員の相談スキルの向上や課題解決に向けた取組を充実させる必要がある。</li> <li>◆多様な相談事象に対して、効果的な支援を実施するためには、より高度な専門性による「見立て」が必要である。</li> <li>◆虐待や犯罪、ネット問題や発達障害など、さまざまな事象に迅速に対応するため、これまで以上に関係機関との密接な連携を図る必要がある。</li> <li>◆児童生徒や保護者、学校が気軽に相談できるよう、心の教育センターの存在や機能を県民に周知する必要がある。</li> <li>◆問題を生じさせない（深刻化させない）ために、各学校における相談体制や児童生徒支援体制を充実させる必要がある。</li> </ul>	<p>高度な専門性を有するスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を新たに配置し、いじめなど学校生活の悩みやトラブル、不登校、虐待、家庭における問題など、子どもたちが抱えるすべての教育課題に関する相談を一元的に受理し、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添う「ワンストップ＆トータルな支援体制」を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆来所相談・メール相談・24時間電話相談の実施 全ての教育課題に関する相談を一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。</li> <li>◆SCやSSWのスーパーバイザーの配置 高度な専門性を有するSCやSSWのスーパーバイザーを配置し、職員の相談スキルの向上を図るとともに、学校配置のSC、SSWへの指導・助言を行う。</li> <li>◆学校の支援体制充実に向けた学校支援 各学校における支援体制（支援委員会）の充実に向け、指導主事及びSC・SSW等の訪問支援を行う。</li> <li>◆協議会・連絡会等の機会や訪問支援を通じた関係機関との連携 医療・福祉・警察など、児童生徒に関わるあらゆる関係機関との連携を図り、定期的な関係者会議を開催する。</li> </ul>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
◆来所相談・メール相談・24時間電話相談の実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。</li> <li>・心の教育センターの相談支援件数（来所・電話・メール・出張・巡回相談） 延べ3,700件以上 （H26：延べ3,014件）</li> <li>・各学校への訪問支援 延べ400件以上 （H26：219件）</li> <li>・相談を受理した児童生徒の課題の改善率 50%以上</li> <li>・関係機関との連携事例数 延べ100件以上</li> </ul>
◇ワンストップ＆トータルな支援の実施				
◆SCやSSWのスーパーバイザーの配置				
◇高度な専門性を有するスーパーバイザーの指導・助言				
◆学校の支援体制充実に向けた学校支援（校内研修会、支援委員会への参加）				
◇校内研修会や支援委員会などへの指導主事及びSC・SSW等による訪問支援				
◆協議会・連絡会等の機会や訪問支援を通じた関係機関との連携				
◇心の教育の推進に関する委員会、教育支援センター連絡協議会の開催や学校訪問支援				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要												
18 いじめ防止対策等総合推進事業  【人権教育課】	<p>◆いじめの早期発見・早期対応を図るため、各学校では、いじめ問題に関する校内研修やアンケート調査の実施などの取組を進めてきた。</p> <p>◆「いじめ防止子どもサミット」や「ネット問題を子どもと大人で考える県民フォーラム」の開催により、参加した児童会・生徒会代表や実行委員会の児童生徒など、リーダーの養成は進んできている。</p> <p>◆今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。</p> <p>・いじめの認知件数の推移 (国公立学校 1,000人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知県</td> <td>8.7件</td> <td>6.9件</td> <td>9.4件</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>14.3件</td> <td>13.4件</td> <td>13.7件</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ネット問題に関する研修会や学習会のニーズが増えており、ネット問題に関する保護者の危機意識が高まっている。</p> <p>◆子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用状況について、保護者が把握できていない。また、インターネットの危険性について知らない保護者が多い。</p>		H24	H25	H26	高知県	8.7件	6.9件	9.4件	全国	14.3件	13.4件	13.7件	<p>「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の両面から、いじめ問題等への総合的な取組を推進する。</p> <p>◆児童会・生徒会交流集会の実施 児童会・生徒会活動の活性化を図り、児童生徒が主体的にいじめ防止等の取組を進めることができるよう、県内の小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、実践交流や協議を行う交流集会を開催する。</p> <p>◆PTA 人権教育研修への支援 いじめやネット問題をテーマにした各学校のPTA 研修等を積極的に支援し、保護者への啓発活動の強化を図る。</p> <p>◆各学校の校内研修支援（いじめ・ネット問題） 公立小・中・高等・特別支援学校の校内研修会（いじめ、ネット問題）への講師派遣を行う。</p> <p>◆高知県いじめ問題対策連絡協議会・高知県いじめ問題調査委員会の定期的な開催 県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用を図る。</p> <p>◆学校ネットパトロールの実施 児童生徒がネット上のいじめ等に巻き込まれていないか監視を行うことで、いじめの早期発見・早期対応につなげる。</p>
	H24	H25	H26											
高知県	8.7件	6.9件	9.4件											
全国	14.3件	13.4件	13.7件											

実施計画			
H28	H29	H30	H31
◆児童会・生徒会交流集会の実施			
◇各ブロックで開催	◇全県で開催	◇各学校・市町村単位で開催	◇各ブロックで開催
◇児童生徒による実行委員会の開催			
◇指導事務担当者や児童会・生徒会担当教員で組織した準備委員会の開催			
◆各学校・PTA におけるネットの適正利用に向けたルールづくりの推進			
◇児童生徒・保護者・教職員の三者によるネット利用のルールづくりとルールの遵守			
◆PTA 人権教育研修への支援			
◇いじめやネット問題をテーマにした各学校のPTA 研修等を支援			
◆各学校の校内研修支援（いじめ・ネット問題）			
◇各学校を訪問し校内研修を支援			
◆高知県いじめ問題対策連絡協議会・高知県いじめ問題調査委員会の定期的な開催			
◇「高知県いじめ防止基本方針」の見直しに向けた協議	◇関係機関・団体との連携を図るための協議		
◆学校ネットパトロールの実施			
◇公立小・中学校・高等学校・特別支援学校を対象に実施			

目指すべき姿（到達目標）
<p>◆小・中・高・特別支援学校において、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組が推進されている。</p> <p>・児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組が実施されている学校の割合 小学校： 80%以上 中学校： 80%以上 高等学校： 80%以上 特別支援学校： 80%以上</p> <p>◆各学校やPTA 等において、インターネットの危険性についての理解が進み、ネット利用に関するルールづくりとその遵守が徹底されている。</p> <p>・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校（PTA 含む）の割合 小学校： 80%以上 中学校： 90%以上 高等学校： 90%以上</p>

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
19 自殺対策事業費（かかりつけ医等心の健康対応力向上研修委託料） 【障害保健福祉課】	<p>受講人数：130人（H23～H27） H27：19人（うち教育関係者4人）</p> <p>◆受講人数の減少がみられる。委託先と協議し、開催場所、内容等について見直しを図る必要あり。</p> <p>◆参加者の内訳では、例年医師が多い。医師以外の小児科等の医療関係者や、子どもと関わりのある教育関係者等への参加呼びかけや周知が必要。</p>	<p>目的：思春期精神疾患の早期発見・早期対応に必要かつ適切な診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等の習得により、思春期精神疾患の早期発見・早期治療の体制づくりを図る。</p> <p>内容：かかりつけ医等うつ病対応力向上研修のうち思春期精神疾患対応力向上研修として1回/年実施。</p> <p>対象：かかりつけ医（小児科や内科）や医療関係者、教育関係者等</p>
20 学校給食研修指導費 【スポーツ健康教育課】	<p>◆家庭の厳しい経済状況等を背景として、家庭で十分に食事をとることができないなど、一部の子どもたちには、食生活の面で厳しい状況がみられる。</p> <p>◆欠食状況がみられる子どもたちに対して、継続して食事を提供する体制がない。</p>	<p>食生活の面で厳しい状況にある子どもたちに対して、地域のボランティア等による食事の提供活動が広がるよう、関係機関や団体と連携して、食材や調理器具、調理場所の確保などの支援を行う。</p>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
<p>・内容の検討・工夫</p> <p>・周知・啓発の強化</p>				<p>◆思春期精神疾患対応力向上研修受講者：120人</p> <p>◆医師だけでなく、教育関係者も思春期精神疾患についての知識を持ち、早期発見・早期治療へとつなぐことができる。</p> <p>◆精神科医と内科医との連携がとれ、早期発見・早期治療への体制が整う。</p>
<p>かかりつけ医等うつ病対応力向上研修</p> <p>養成計画：H28～H31 200人</p>				
◆地域ボランティア等による食事提供活動への支援				<p>◆地域ボランティア等による食事の提供活動が増加している。</p> <p>・県内の5地域（安芸・香長土・高知市・高吾・幡多）全てで、食事提供活動が行われている。</p>
<p>◇支援内容の確認 ・関係機関、団体と連携し、具体的な支援内容の整理</p> <p>◇支援体制の整備 ・補助制度等の検討</p>	<p>◇支援の実施</p> <p>◇提供活動の普及 ・具体的な食事提供活動事例をホームページ等で掲載</p>			

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
21 健康教育充実事業 【スポーツ健康教育課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小・中学生の肥満傾向児の出現率は全国と比べ高い状態が続いている。</li> <li>◆学年が高くなるほど、就寝・起床時間が遅く朝食欠食の割合が高くなる傾向にある。</li> <li>◆子どもの生活習慣は、保護者の生活習慣に大きく影響されるため、保護者に健康的な生活習慣の意識を高めてもらう必要がある。</li> <li>◆子どもたちを取り巻く社会環境の激変から、現実的には健康課題の改善には十分つながっていない。</li> <li>◆学校では、健康課題に対して組織的な取組が十分できていない状況がある。また、健康教育の中核となる教員の育成が十分でない。</li> <li>◆健康的な生活習慣の定着のためには、学校・家庭・地域が協働して課題解決に取り組む体制の強化が必要である。</li> </ul>	<p>健康教育の充実に向けてチーム学校として組織的に取り組むことができるよう、研修の充実や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆教職員の資質向上に向けた研修の充実 学校における健康教育を組織的に進める体制を整えるため、各学校の健康教育の中核となる教員を対象にした学校全体研修や、健康教育のリーダーを育成する研修を開催する。</li> <li>◆スクールヘルスリーダーの派遣 学校保健における健康教育、健康管理の充実を図るため、教職経験が浅い養護教諭の1人配置校や養護教諭の未配置校に、退職養護教諭を「スクールヘルスリーダー」として派遣し、多様化する現代的な健康課題について指導・助言を行う。</li> <li>◆学校保健課題解決協議会 児童生徒のアレルギーやメンタルヘルスなどの現代的健康課題に対応するため、医療機関等と連携して課題解決の対策の検討・実施を進める。</li> <li>◆学校における組織的な取組の充実 組織的な健康教育を進めるため、小学校から高校まで系統立った副読本の活用について周知を徹底する。</li> <li>◆家庭や地域との連携 健康教育に関する家庭や地域住民の意識や関心の向上を高めるため、関係課と連携し、PTA 研修会の充実や教材の活用促進を図る。</li> </ul>

実施計画			
H28	H29	H30	H31
◆教職員の資質向上に向けた研修の充実			
◇全教員を対象とした研修の充実	→		
◇健康教育の中核となる教職員の育成	→		
◆スクールヘルスリーダーの派遣			
◇スクールヘルスリーダーの派遣 ・31校に17人	→		
◇連絡協議会 ・派遣事業の点検・評価・改善	→		
◆学校保健課題解決協議会			
◇学校保健課題解決協議会の開催 ・2回/年 ・課題の整理 ・課題対策の実施計画の策定 ・実施計画に基づく対策の実施	→		
実施計画の点検・評価による取組の見直し			
◆学校における組織的な取組の充実			
◇副読本の活用促進に向けた周知 ・校長会 ・体育主任会 等	→		
◆家庭や地域との連携			
◇家庭や地域と連携した健康教育に関する出前講座	→		
◇保護者向け親子運動遊びに関するリーフレットを作成・配布・活用等	→		

目指すべき姿（到達目標）
◆学校における健康教育が校長や中核職員を中心に組織的に推進され、子どもたちの生活習慣の改善が進んでいる。
・毎日朝食を食べる児童生徒の割合が、平成27年度と比較して増加している学校の割合 80%以上
・肥満傾向児の出現率が、平成27年度と比較して減少している学校の割合 80%以上
・副読本の活用率 100%



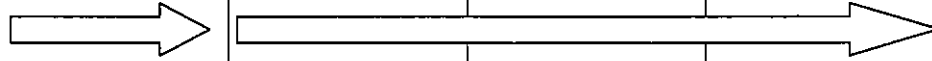
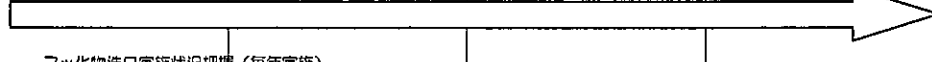
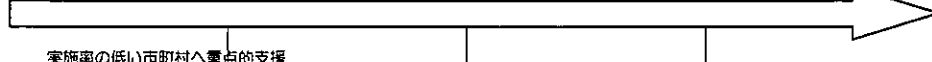
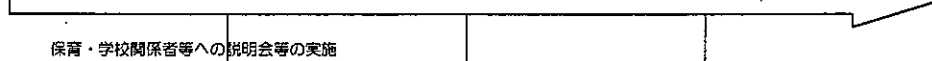

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要																
22 こうちの子ども体力向上支援事業 【スポーツ健康教育課】	<p>◆小・中学校の体力・運動能力は、向上傾向にあるものの、子どもたちの運動習慣の定着は十分でなく、1週間の総運動時間が60分未満の生徒の割合は、全国平均よりも高い。</p> <p>・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合（ ）は全国平均)</p> <table border="1"> <tr> <td>小男</td> <td>7.4%(6.6%)</td> <td>中男</td> <td>10.2%(7.1%)</td> </tr> <tr> <td>小女</td> <td>13.9%(13.0%)</td> <td>中女</td> <td>28.6%(21.0%)</td> </tr> </table> <p>・体育・保健体育の授業が楽しいと思う生徒の割合（ ）は全国平均)</p> <table border="1"> <tr> <td>小男</td> <td>93.5%(94.5%)</td> <td>中男</td> <td>89.6%(88.2%)</td> </tr> <tr> <td>小女</td> <td>90.9%(91.0%)</td> <td>中女</td> <td>84.4%(82.5%)</td> </tr> </table> <p>◆小学校の体育では、教科書がなく、体育授業における指導に学校間・教員間で差がみられる。</p> <p>◆小学校では、体育授業に不安を感じている教員があり、教師自らが学習内容の動きを示範する授業が難しい場合がある。</p> <p>◆中学校では、小学校に比べて運動時間が少なく、体力調査における持久力の値が大きく下がっている。</p> <p>◆家庭や地域の実情により、子どもたちが日常的に運動やスポーツを行う機会が十分でない状況がみられる。</p>	小男	7.4%(6.6%)	中男	10.2%(7.1%)	小女	13.9%(13.0%)	中女	28.6%(21.0%)	小男	93.5%(94.5%)	中男	89.6%(88.2%)	小女	90.9%(91.0%)	中女	84.4%(82.5%)	<p>運動好きな子どもを育てるため、学校の体育学習で活用する教材の充実を図るとともに、支援委員会において子どもの運動機会の充実や体力向上に向けた効果的な対策等を検討し、学校での実践につなげる。</p> <p>◆体力向上支援委員会 子どもたちが学校・家庭・地域で、より活発に運動やスポーツ活動ができるようにするため、体力向上支援委員会で、副読本などの教材の活用をはじめとする効果的な対策の検討・評価を行う。</p> <p>◆小学校の体育における副読本の活用 小学校の体育授業の質的改善を図るため、実践研究校における体育授業副読本を活用した授業実践及び検証を行うとともに、成果を全小学校に普及する。</p> <p>◆指導教材の充実 体育・保健体育の授業の質を更に高めるため、小学校における体育授業のヒント集や映像で学べる動画教材の作成・活用、中学校における体力向上に向けた運動メニューの活用を進める。</p>
小男	7.4%(6.6%)	中男	10.2%(7.1%)															
小女	13.9%(13.0%)	中女	28.6%(21.0%)															
小男	93.5%(94.5%)	中男	89.6%(88.2%)															
小女	90.9%(91.0%)	中女	84.4%(82.5%)															

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
◆体力向上支援委員会				◆小・中学校の体育・保健体育の授業が改善され、多くの学校において、児童生徒の運動時間や運動が好きな子どもの割合が増加している。
◇体力向上支援委員会の開催 ・3回/年 ・運動機会の充実や体力向上対策の検討 ・副読本などの教材の活用 の検討・評価				
◆取組の成果普及 ・研修会（公開授業）の実施 ・取組の成果やポイントをホームページに掲載				・体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合が、平成27年度と比較して増加した学校の割合：80%以上
◆小学校の体育における副読本の活用				
◇実践研究校6校（H27から継続）	◇モニター校による副読本の活用実践研究 ※対象：体力課題を有する学校 ※期間：1年間			・小・中学校における指導教材の活用率：100%
◆指導教材の充実				
◇体育授業ハンドブック・体育授業ヒント集の作成・活用（小学校）	◇動画教材の作成・活用（小学校）			
◇体力向上に向けた運動メニューの活用（中学校）	◇年間活動事例集の作成・配布（小・中学校）			

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
23 子どもの健康的な生活習慣支援事業 【健康長寿政策課】	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合(H27 小学5年生) 男子 60.0% 女子 37.0%</li> <li>朝食を必ず食べる子どもの割合(H27 小学5年生) 男子 87.0% 女子 88.0%</li> <li>肥満傾向にある子どもの割合(H27 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合) 男子 6.21% 女子 4.54%</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校関係者を対象とした研修会の実施などにより、関係者の意識を高める取り組みを行っているが、意識に濃淡がある</li> <li>健康的な生活習慣に関する知識の習得に留まらず実践につなげるための取り組みが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中・高校生の生活習慣の見直しとよりの生活習慣の実践に向けた支援 (全学校の児童生徒に高知県の健康状況を理解するのに役立つ副読本の配布を行い、授業で積極的に活用)</li> <li>学校関係者を対象とした研修会の実施</li> </ul>
24 地域食育推進事業 【健康長寿政策課】	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合(H27 小学5年生) 男子 60.0% 女子 37.0%</li> <li>朝食を必ず食べる子どもの割合(H27 小学5年生) 男子 87.0% 女子 88.0%</li> <li>肥満傾向にある子どもの割合(H27 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合) 男子 6.21% 女子 4.54%</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活習慣には、家庭環境が重要であり、子どもと通じて家庭環境を変える取組が必要である。</li> </ul>	<p>(食育講座)</p> <p>ヘルスマイトによる食育を通じた児童への健康教育を実施すると共に保護者アンケートを通して、家庭への波及効果を把握する。</p> <p>(食育イベント)</p> <p>若い世代を対象に食品量販店等で、減塩、野菜摂取、朝食摂取等の啓発のための食育イベントを実施する。</p>

実施計画				目指すべき姿(到達目標)
H28	H29	H30	H31	
<p>小中高等学校での健康教育教材の活用 (毎年、活用状況の把握・教材見直しを実施)</p>	<p>よさこい健康プラン 21 見直し</p>	<p>第4期よさこい健康プラン21に基づいた 健康教育の取組展開</p>		<p>高知県体力・運動能力、生活実態等調査等の結果が良くなる</p>
<p>学校経営計画をひきまえた、学校関係者への周知</p>				
<p>保育士・幼稚園教諭、市町村職員等を対象とした研修(毎年研修内容は見直し)</p>				
<p>食育講座の実施 (家庭・地域を巻き込んだ健康教育を推進)</p>	<p>毎年、事後アンケートによる講座内容見直し</p>	<p>第4期よさこい健康プラン21及び第3期食育推進計画を踏まえた新たな地域食育推進事業の実施</p>		<p>・子どもの頃からの健康な生活習慣が実践され、生活実態等調査等の結果が良くなる。 ・ヘルスマイトによる食育教育の実施100校/年</p>
<p>食育イベントの実施 (地域での食育啓発)</p>				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
25 子どもの健口応援推進事業  【健康長寿政策課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児の1人平均むし歯数 0.64本 (H26)</li> <li>・むし歯のない3歳児の割合 81.9%(H26)</li> <li>・12歳児の1人平均むし歯数 1.23本(H26)</li> <li>・保育所・幼稚園でのフッ化物洗口の実施割合 51.7%(H27)</li> <li>・フッ化物洗口の実施割合 43.3%(H27)</li> </ul> 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・フッ化物洗口の普及状況に地域間格差がある</li> </ul>	子どものむし歯予防・歯肉炎予防を推進するため、市町村や学校等施設におけるフッ化物洗口事業を支援し、関係者の理解を図る。

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
 歯と口の健康づくり 基本計画改定	第2期歯と口の健康づくり基本計画に基づく取組展開			○子どもの頃から健康な生活習慣が実践される
 フッ化物洗口実施状況把握（毎年実施）				
 実施率の低い市町村へ重点的支援				
 保育・学校関係者等への説明会等の実施				
 むし歯・歯肉炎予防の普及啓発				

(3) 高知家の子ども見守りプランの推進

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
26 青少年対策推進費（深夜徘徊と万引き防止に向けた官民協働の取組） 【児童家庭課】	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不良行為による補導人数 H26: 3,279人 → H27: 3,623人 (前年比 10.5% (344人) 増)</li> <li>○入口型非行人数 H26: 203人 → H27: 216人 (前年比 6.4% (13人) 増)</li> <li>○再非行者数 H26: 136人 → H27: 110人 (前年比 19.1% (26人) 減)</li> </ul> <p>●深夜徘徊による補導人数 H26: 1,909人 → H27: 2,181人 (前年比 14.2% (272人) 増) ※不良行為少年の 60.2% を占める</p> <p>●万引きによる検挙・補導人数 H26: 123人 → H27: 138人 (前年比 12.2% (15人) 増) ※入口型非行の 63.9% を占める</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○万引きが犯罪であるという意識の低い子どもや保護者の存在</li> <li>○関係機関等との連携による一声運動の定着・普及</li> <li>○一声運動の参加店舗の拡大</li> </ul>	<p>○万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店員等による「一声運動対応シート」を活用した声掛け</li> <li>・幼い子どもが夜中に一人で来店してきたり、敷地内で、子どもがたむろする状態が続くような場合は、警察に連絡・通報</li> <li>・青少年非行防止の取組を広く県民に周知するため、県が配布する「一声運動実施啓発ポスター」を店舗に掲示</li> </ul> <p>【参加店舗】</p> <p>H25～26: 13社 374店舗 (コンビニ、量販店等)</p> <p>H27: 14社 390店舗 (コンビニ、量販店等)</p> <p>【啓発ポスター掲示状況】</p> <p>252店舗/394店舗 64.0% (H28年1～3月確認・県内全域)</p> <p>○万引き防止テレビCM (30秒) 及び一声運動啓発テレビCM (15秒) を活用した啓発</p> <p>○万引き防止リーフレットを活用した啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学1～3年生用、小学4～6年生用、中学生用、保護者用作成し、県内全小中学校等へ配布</li> </ul>
27 青少年対策推進費（民生・児童委員などによる地域の見守り活動） 【児童家庭課】	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不良行為による補導人数 H26: 3,279人 → H27: 3,623人 (前年比 10.5% (344人) 増)</li> <li>○入口型非行人数 H26: 203人 → H27: 216人 (前年比 6.4% (13人) 増)</li> <li>○再非行者数 H26: 136人 → H27: 110人 (前年比 19.1% (26人) 減)</li> <li>○就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等紹介の実施 H26: 県内 112校/196校 (児童数 100人以上の小学校: 74校/91校)</li> <li>H27: 県内 136校/196校 (児童数 100人以上の小学校: 84校/91校)</li> </ul> <p>※紹介することが目的にならないよう取組を進めていくことが重要</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の見守り活動の中心となる民生・児童委員等と保護者・学校・教職員・PTAなどとの関係づくり</li> <li>○学校支援地域本部事業との連携</li> </ul>	<p>○民生・児童委員等による地域における見守り活動の更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の小学校と民児協が連携し、就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等を紹介し、その後の地域での見守り活動等につなげる。</li> <li>・養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な相談や支援が行える体制を小学校単位で作る。</li> </ul>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
◆協定締結による一声運動参加店舗の拡大				<p>○深夜徘徊と万引きの防止に向けた官民協働の取組が進んでいる。</p> <p>【子ども見守りプラン成果目標】</p> <p>【予防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不良行為による補導人数（前年比▲2%を目指す） → 2,950人以下</li> </ul> <p>【入口対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入口型非行人数（H24（445人）の90%以下に抑制する） → 180人以下</li> </ul> <p>【立直り対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再非行者数（前年比▲5%を目指す） → 100人以下</li> </ul>
◆関係機関との連携による一声運動の定着・普及				
◆万引き防止及び一声運動啓発テレビCMの放映				
◆万引き防止リーフレットの作成・配布				
<p>・高知市ハイヤー協同組合等へ深夜徘徊の見守りについて協力依頼</p> <p>・県外資本量販店等に運動への参加依頼</p>				
◆小学校単位で県内に定着・普及				<p>○学校や地域における少年非行の防止に向けた仕組みが定着・拡大している。</p> <p>【子ども見守りプラン成果目標】</p> <p>【予防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不良行為による補導人数（前年比▲2%を目指す） → 2,950人以下</li> </ul> <p>【入口対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入口型非行人数（H24（445人）の90%以下に抑制する） → 180人以下</li> </ul> <p>【立直り対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再非行者数（前年比▲5%を目指す） → 100人以下</li> </ul>
◆学校支援地域本部事業との連携				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
28 青少年対策推進費（就労体験講習委託料等）  【児童家庭課】	<p>【現状】</p> <p>○不良行為による補導人数 H26：3,279人 → H27：3,623人 （前年比10.5%（344人）増）</p> <p>○入口型非行人数 H26：203人 → H27：216人 （前年比6.4%（13人）増）</p> <p>○再非行者数 H26：136人 → H27：110人 （前年比19.1%（26人）減）</p> <p>○見守り雇用主登録数（H28.5.31現在） 18市町村 44社 83店舗 （市町村別） 高知市：44 安芸管内：室戸市1、田野町2 中央東管内：南国市4、香南市1、土佐町1 中央西管内：土佐市6、いの町4、 仁淀川町1、佐川町4、 越知町1、日高村1 須崎管内：須崎市3、津野町1、 四万十町1 幡多管内：宿毛市1、土佐清水市2、 四万十市5 （業種別） 流通業44、建設・土木業17、製造業6、 介護4、一次産業3、塗装業2、飲食業1、 理美容業1、自動車整備1、その他4</p> <p>○見守りしごと体験講習受講者及び見守り雇用主（事業所）への雇用実績 H26 体験：0名、雇用：2名 H27 体験：4名、雇用：1名。</p> <p>【課題】</p> <p>○見守り雇用主の登録拡大（市町村及び業種の拡大） ・県内全市町村において当該仕組みが活用できる環境づくり ・子どもが関心を示す選択肢の拡大</p> <p>○見守りしごと体験講習の受講者増 ・高校へ進学できなったり、高校を中退した子どもが若者サポートステーション等の支援機関につながらない。 ・無職非行少年等への支援を行う機関、団体等への当該仕組みの周知</p>	<p>○見守りしごと体験講習（就労体験講習委託料） ・20歳未満の未就職者であり、かつ未就学（高校中退を含む）又は通信制高校に在籍している者が、最長20日間、見守り雇用主のもと（事業所）で他の従業員と同じように実際の仕事を体験したうえで、就職を目指す。</p> <p>○見守り雇用主 ・この取組の趣旨を理解したうえで、見守りしごと体験講習の受け入れ及びその後の雇用の検討を了承している事業所</p> <p>○見守り見舞金制度 ・見守りしごと体験講習中に、当該事業対象者が見守り雇用主に対して故意に業務上の損害を与えた場合、その損害に応じた見舞金を高知県が見守り雇用主に対して支払う制度</p> <p>○見守り身元保証制度 ・雇用から最長1年の間に、雇用した当該事業対象者が見守り雇用主に対して故意に業務上の損害を与えた場合、その損害に応じた見舞金を全国就労支援事業者機構（高知県と協定締結）が見守り雇用主に対して支払う制度</p> <p>○見守り就労支援連絡会 ・非行少年等の就労支援に携わる関係機関による情報交換会（年2回開催予定）</p>

	実施計画				目指すべき姿（到達目標）
	H28	H29	H30	H31	
	◆随時、見守り雇用主の開拓				<p>○無職の非行少年等の自立と就労支援に向けた取組が進んでいる。</p> <p>【子ども見守りプラン成果目標】 【予防対策】 ・不良行為による補導人数（前年比▲2%を目指す） → 2,950人以下 【入口対策】 ・入口型非行人数（H24（445人）の90%以下に抑制する） → 180人以下 【立直り対策】 ・再非行者数（前年比▲5%を目指す） → 100人以下</p>
	◆随時、学校現場、支援機関へ事業の周知				
	◆見守り就労支援連絡会の開催（毎年、9・3月）				
現役中学生のしごと体験の活用について高知市と検討					
～					

(4) 進学・就労等に向けた支援

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
29 入所児童自立支援等事業費補助金  【児童家庭課】	<p>【現状】 高知県の児童養護施設等入所児童の進学率や就職率は、県平均と比べると低い。</p> <p>&lt;H26&gt; ・中学校卒業後の進学率+就職率 95.8% (県平均 98.8%) ・高校等卒業後の進学率+就職率 80.8% (県平均 84.9%)</p> <p>【課題】 個々の子どもの進学・就職や学習支援などを専門に担当する職員の配置が必要</p>	<p>児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇改善のために職員を配置するための経費を補助</p>
30 児童家庭支援センター退所児童等アフターケア事業  【児童家庭課】	<p>【現状】 施設では、入所児童の支援が中心であるため、本来行うこととなっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。</p> <p>【課題】 退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取り組みと工夫が必要</p>	<p>児童養護施設を退所する予定の児童や退所児童に対して、相談や知識習得のための支援や、進路・求職活動への支援、児童の集まる場所の提供などを行うことにより、児童が自らの力で生活基盤を築けるよう社会的自立の促進を図る。</p>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
<p>入所児童自立支援等事業費補助金の継続</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援（小学生以上の児童への個別指導）</li> <li>・就学・就職に向けた相談支援      ・退所後の生活相談支援や職場訪問活動</li> <li>・学校等関係機関との連携、調整</li> </ul> </div>				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p>・本人の希望する就職先や大学等へ進むことができる児童が増えている。</p>
<p>児童家庭支援センター退所児童等アフターケア事業の継続・活性化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施状況の現地確認</li> <li>・事業活性化に向けた協議</li> </ul> </div>				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
31 身元保証人確保等対策事業 負担金  【児童家庭課】	【現状】 児童養護施設等を退所後、自立した生活を行うとした場合、親等による保証人が得られず、就職やアパート等の賃貸が困難となる場合がある。 H28年5月末現在加入者：1名	児童養護施設等に入所中あるいは退所した児童が住居の確保や就職において、施設長等が身元保証人等となった場合の損害保険料の負担
32 児童養護施設退所者等自立 支援資金貸付事業費補助金  【児童家庭課】	【現状】 児童養護施設等の退所者は、保護者からの経済的援助が不十分である者が多く、経済的理由により進学を諦める者や、また、就職後も住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難である。  【課題】 保護者からの経済的支援を得られない児童に対して、貸付を確実に利用できるよう周知が必要	児童養護施設等を退所した者で、就職又は大学等へ進学した者のうち、保護者からの援助が得られず安定した生活基盤の確保が困難な状況が見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行う。 また、施設等に入所中の児童が就職に必要な資格を取得するための費用の貸付を行うことで、児童養護施設の退所者等の円滑な自立を支援する。

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
身元保証人確保等対策事業負担金の継続				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>・児童養護施設等退所後、児童の就職や進学が円滑にできている。</p>
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費の継続				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職や大学等への進学による家賃相当額の貸付</li> <li>・児童養護施設等入所児童に対し、就職に必要な資格取得に要する経費の貸付</li> </ul>				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>・児童養護施設退所後、児童の安定した生活基盤の確保ができている。</p>

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
33 児童養護施設等児童措置委託料 【児童家庭課】	【現状】 H28年度 児童養護施設等（4月1日現在）入所児童数 ・乳児院（1施設：22人） ・児童養護施設（8施設：306人） ・情緒障害児短期治療施設（1施設：18人） ・里親（里親：29組、里子41人）	児童養護施設等に措置等を委託した児童の日常諸経費及び施設の運営に要する経費を支給する。
34 専修学校運営費補助金 【私学・大学支援課】	○高等課程については私立高等学校と同等の負担軽減となっており、修学への支援となっている。  ○収入の低い世帯であっても専門学校に通うことができるよう、経済的負担が軽減されている。（専門課程も軽減の対象）  ●授業料減免を実施していない学校があるため、減免措置を受けることができない世帯がある。	1 高等学校就学支援金の支給対象となっている専修学校高等課程各種学校について、経済的理由により学校が授業料を減免する場合の経費を補助する。  2 専門学校生徒について経済的理由により学校が授業料を減免する場合の経費を補助する。 *全国で高知県のみ実施

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
児童養護施設等児童措置委託料の継続				○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。  ・子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができる。



事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
35 高知県公立大学法人運営費 交付金 (授業料減免)  【私学・大学支援課】	○県立大学においては、平成23年度まで、授業料収入の約4%を経済的困窮者授業料免除枠としていたが、平成24年度より要件を満たす全ての学生に対して免除を行った。 また、平成27年度からは、県立大学、工科大学ともに収入基準を改正し、国立大学並みに緩和したことから、制度を活用する学生が増えてきている。	高知県立大学及び高知工科大学の授業料減免に要する経費については、毎年度、運営費交付金の中で必要な額を措置している。
36 専修学校生修学支援補助金  【私学・大学支援課】	○収入の低い世帯であっても専門学校に通うことができるよう、経済的負担が軽減されている。  ●授業料減免を実施していない学校があるため、要件に該当していても減免措置を受けられない場合がある。	県内の私立専修学校(専門課程)に在籍する専修学校生のうち経済的理由から授業料の納付が困難となった者に対して、学校が授業料減免措置を実施した場合に、学校法人等を経由して補助金を交付する。

実施計画				目指すべき姿(到達目標)
H28	H29	H30	H31	

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
37 夢・志チャレンジ育英資金制度 【私学・大学支援課】	今年度から新しく始まった事業であるため、学校訪問やメディアを通じて広報活動を行っているが、今後も制度の利用が可能な対象者に情報がしっかり行き渡るようにPRを継続していく必要がある。	<p>国及び社会の発展に大きく貢献することができる有為な人材を育成することを目的とし、学業成績が極めて優秀で、大学における修学に要する費用の支弁が困難な学生に対し、篤志家からの寄附を原資として高知県夢・志チャレンジ育英資金を給付する。</p> <p>《手続き》            ①申請（9月頃）            ②センター試験（翌年1月中旬頃）            ③国・数・外の3教科4科目（600点満点）の自己採点結果を県へ申告            ④自己採点結果による順位を申請者に通知            ⑤二次試験→合格→国公立大学に入学            ⑥4月中旬以降に大学入試センターから送付された成績通知書を県に提出            ⑦点数8割以上の者の中から上位10人を決定            ⑧入学後、四半期ごとに在学を確認し、育英資金を給付</p>
38 就労支援相談センター事業（ジョブカフェこうち） 【雇用労働政策課】	しごと体験講習受講者の正規雇用率の向上 ・H27年度実績：42.6%	「ジョブカフェこうち」において、就職相談や各種セミナー及びしごと体験講習を実施し、若年者の就業を支援する。

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
・募集要項作成  （9月頃） ・申請者募集（平成28年度の県内の高校3年生が対象）	（6月） ・給付の開始（平成28年度募集生分）  （9月頃） ・申請者募集（平成29年度の高校3年生）	（6月） ・給付の開始（平成29年度募集生分）  （9月頃） ・申請者募集（平成30年度の高校3年生）	（6月） ・給付の開始（平成30年度募集生分）	募集定員各10名（平成28年度～平成30年度）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>若年者の就職支援</b> <span style="font-size: 2em;">➔</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアコンサルタントによる職業相談・適性検査の実施</li> <li>・各種セミナーの開催、学校出前講座の実施</li> <li>・しごと体験講習の実施⇒受入企業の開拓・受講後の正規雇用率の向上を図る</li> <li>・求職者の特性に応じた研修と事前の職業訓練による就職困難者の就職・定着事業の実施</li> </ul> </div>				しごと体験講習受講者の正規雇用率 42.6%(H27) ↓ 50.0%(H31)

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
39 就職支援対策費 40 就職促進指導費  【高等学校課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県立高校において、就職アドバイザー、就職関係機関等による支援を継続して行ってきたことで、就職内定率は着実に向上している。</li> <li>・就職内定率（公立：全・定・通） H24年度卒業生：95.5% H26年度卒業生：97.3%</li> <li>◆関係機関と連携しながら、近年増加している特別な支援を要する生徒に対する就職支援体制を充実させる必要がある。</li> <li>◆高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒が一定数いる。</li> <li>・進路未定で卒業する生徒の割合 H26年度卒業生：8.0%</li> <li>◆高知県内企業の離職率は全国と比較して高い。</li> <li>・H26年3月卒業者の1年目の離職率 24.4%（全国19.4%）</li> </ul>	<p>生徒の就職支援のために、就職対策連絡協議会を運営し、就職状況の情報収集や分析を行い、よりよい支援策を検討する。また、県内外に就職アドバイザーを配置し、事業所訪問による求人開拓や生徒への個別指導による就職受検先のマッチングを図るとともに、離職率を全国水準にするため、就職者の定着指導も併せて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆就職対策連絡協議会の運営 高校生の就職対策について、各関係機関との連携を図り、一体となって協議・支援を行う。</li> <li>◆県内外就職アドバイザーの配置 県内外に就職アドバイザーを配置し、企業への求人開拓、就職希望者への個別指導、就職者の定着指導を実施する。</li> <li>◆教員・就職アドバイザーの事業所訪問 教員及び就職アドバイザーによる事業所訪問を計画的に実施し、新たな就職先の開拓、継続的な求人要請、卒業生の職場定着指導を継続的に実施する。</li> </ul>
41 生活困窮者自立支援事業 （学習支援事業） 42 子どもの居場所づくり支援事業  【福祉指導課】	<p>&lt;現状&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村教育委員会への働きかけにより、12市町村（4市、8町村*）において学習支援に取組み ※県は町村分を所管</li> </ol> <p>&lt;課題&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学習支援員の確保</li> <li>2 県教育委員会の補助事業として実施される市町村教委事業との整合性</li> </ol>	<p>生活困窮家庭の子どもたちを対象とした学習支援の取組みを県下に普及・定着させるとともに、生活困窮家庭の子どもたちの夏休み等の長期休暇期間中の居場所を確保するための居場所づくり支援を行う。</p>

実施計画					目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31		
◆就職対策連絡協議会の運営					<ul style="list-style-type: none"> <li>◆進路未内定者に対するきめ細かな就職支援が全ての学校で行われている。</li> <li>・就職アドバイザー配置校の就職内定率：98%以上</li> <li>・県内企業就職者の1年目の離職率：全国水準まで引き下げる</li> <li>・進路指導主事と企業の情報交換会への参加企業数 県内：80社以上 県外：80社以上</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡協議会（年2回）</li> <li>・進路指導主事と企業の情報交換会（年1回、2日間）</li> <li>・職員1名配置 就職関連データ の整理と提供など</li> </ul>					
◆県内外就職アドバイザーの配置					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪・名古屋の各高知県事務所にアドバイザーを各1名配置</li> <li>・県内高校にアドバイザー9名を配置</li> </ul>					
◆教員・就職アドバイザーの事業所訪問					<p>生活困窮家庭の子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>&lt;目標値&gt;</p> <p>学習支援及び夏休み等における子どもの居場所づくりの実施市町村数： 24市町村 （H27年度実施12市町村）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員、就職アドバイザーによる県内外企業の訪問</li> </ul>					
学習支援、居場所づくり支援の体制強化（町村分）					
<p>地域での支援を活用する等、学習支援員の確実な確保と学習支援、居場所づくりの強化が図れる体制を構築</p> <p>県教委の実施する学習支援事業との役割分担を図ることで、子どもたちへの学習支援のセーフティネットの隙間を埋める。</p>					
11市での学習支援への取組を推進（市分）					
4市での取組を継続	6市での取組に拡大	9市での取組に拡大	11市での取組を実現		

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
43 若者の学びなおしと自立支援事業 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本県は、全国と比較しても若年無業者や高等学校中途退学者などといった若者が多く、その受け皿として平成19年度から県内2か所に「若者サポートステーション」を設置し、就学や就労に向けた多様な支援を実施している。</li> <li>◆若者サポートステーションを開設して以降、利用者の累積進路決定率は平成26年度末時点で52.2%に達したが、関係機関が連携し、より多くの若者を支援につなげ、進路決定に導いていくことが必要である。</li> <li>◆地理的・経済的な状況から若者サポートステーションへの通所が困難な若者や、引きこもり・不登校などにより支援が届いていない若者も多く、こうした若者を支援につなげる必要がある。</li> <li>◆不登校の解消や中途退学予防のためには、学校と連携し、困難を抱える在校生への早期支援体制の充実を図ることが必要である。</li> <li>◆若者の抱える課題は多様化・複合化しており、個々の状況に応じた効果的な支援を行うために、若者支援に携わる関係者のスキルアップを図っていく必要がある。</li> </ul>	<p>中学校卒業時及び高等学校中途退学時の進路未定者や、ニートや引きこもり傾向にある若者などに対し、若者サポートステーションを中核とした就学・就労支援を行うことで、若者の学び直しと社会的自立を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆若者サポートステーションにおける支援の充実 若者サポートステーションにおいて、利用登録者への心理面談や、各種セミナー・職場体験などの就労支援のほか、復学・進学、高卒認定試験合格を目指した学習支援などを実施する。 また、若者支援に関係する機関との連携強化を図るため、連絡会を開催する。</li> <li>◆アウトリーチ型支援の拡充 若者サポートステーションにおいて、地理的・経済的な状況や引きこもり・不登校などにより支援につながっていない若者への出張相談・家庭訪問などを行う。</li> <li>◆学校と連携した早期支援の充実 若者サポートステーション支援員が、定時制課程を設置する高等学校等と連携し、困難を抱える生徒との面談や校内でのセミナー、教員との情報交換などを行う。</li> <li>◆若者支援関係者の資質向上 若者のソーシャル・スキル・トレーニング・プログラムである「若者はばだけプログラム」の活用研修会を開催し、若者支援関係者の資質向上を図る。</li> </ul>

	実施計画			
	H28	H29	H30	H31
◆若者サポートステーションにおける支援の充実	→			
◇若者サポートステーションの運営（委託） ・心理面談 ・各種セミナーの開催 ・就労、就学支援 等	→			
◇関係機関との連絡会の開催 ・県連絡会 ・地区別連絡会 ・高校担当者会	→			
◆アウトリーチ型支援の拡充	→			
◇若者サポートステーションの拠点が無い地域での支援（委託） ・出張相談会 ・家庭訪問、送迎支援	→			
◆学校と連携した早期支援の充実	→			
◇困難を抱える在校生への早期支援（委託） ・心理面談 ・就労等に向けた各種セミナー開催 ・家庭訪問 ・情報交換会	→			
◆若者支援関係者の資質向上	→			
◇若者はばだけプログラム活用研修会の開催 ・初級講座 ・指導者向け講座	→			
			・指導者向け講座の受講者を核とした研修を継続	

目指すべき姿（到達目標）
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ニートや引きこもり等で社会的自立に困難を抱える若者を1人でも多く支援機関につなぐことにより、就学・就職などによる社会的自立が実現している。</li> <li>・若者サポートステーションの支援実績 新規登録者数：340人/年（H26：239人） 累積進路決定率：55%以上（H26：52.2%）</li> <li>◆学校と連携した早期支援により、高等学校在学中からの切れ目のない支援体制が構築されている。 ・中途退学の予防 ・不登校生の学校復帰 ・卒業時の進路支援 ・中途退学や卒業後の継続支援</li> <li>◆若者支援関係者の資質向上により、各市町村における関係機関の若者支援の充実が図られている。</li> </ul>

2 保護者等への支援策の抜本強化

(1) 保護者の子育て力の向上

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
44 親育ち支援啓発事業 (保育者研修)  【幼保支援課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもへの関わり方が分からなかったり、子育てに不安や悩みを抱えたりしている保護者に、どのように対応すればよいのかわからない保育者がいる。</li> <li>◆親育ち支援の必要性は浸透してきているが、保護者に対して適切な支援が十分行われていない。</li> <li>◆正規職員のみならず、研修の機会が十分保障されていない臨時職員が保護者支援を行うことが多い。</li> <li>◆市町村や施設間で、研修の実施に対する理解・協力が温度差がある。</li> <li>◆複雑化・多様化する保護者の不安や悩みに、各保育所・幼稚園等で日常的・継続的に対応するためには、正規職員だけでなく臨時職員も含めてスキルアップを図る必要がある。</li> </ul>	<p>保育者が親育ち支援の必要性や保護者への関わり方等について理解を深め、日常的・継続的に支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。また、より多くの保育者が研修に参加できるように、市町村単位による研修を実施する。</p> <p>◆保育者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親育ち支援アドバイザーや指導主事による研修を保育所・幼稚園等又は市町村単位で実施する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;研修内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講話 親育ちを支援するための具体的な方法等についての講話を行う。</li> <li>・ワークショップ 保護者への支援について、ロールプレイ等の体験的な演習を行う。</li> <li>・事例研修 支援の必要な家庭の事例をもとに、具体的な支援の在り方を考える。</li> </ul> </div> <p>・県外講師による講義・演習を行う親育ち支援講座を開催する。</p>
44 親育ち支援啓発事業 (保護者研修)  【幼保支援課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕がなかったり、子育てに不安や悩みを抱えたりしている保護者が多い。</li> <li>◆保育所・幼稚園等での保護者研修への参加率が低い。</li> <li>◆研修への参加に消極的であったり、仕事などで参加が難しかったりする保護者がいる。</li> <li>◆保護者研修の必要性については浸透しつつあるものの、市町村や保育所・幼稚園等によって取組に差がある。</li> </ul>	<p>保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるために、講話やワークショップを行い、保護者の子育て力の向上を図る。</p> <p>◆保護者研修の実施</p> <p>親育ち支援アドバイザーや指導主事による研修を保育所・幼稚園等で実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;研修内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講話 子育てで大切にしてほしいことや、子どもに関わるときのポイント等についての講話を行う。</li> <li>・ワークショップ ロールプレイ等の体験的な演習を通して、子どもへの関わり方などを考える。</li> </ul> </div>

実施計画					目指すべき姿(到達目標)
H28	H29	H30	H31		
◆保育者研修の実施					<ul style="list-style-type: none"> <li>◆親育ち支援の必要性や支援方法について保育者の理解が深まり、各園における保護者への支援の充実が図られている。</li> <li>・研修後、1か月程度経過した保育者へのアンケート調査で「保護者との関わりが多くなった」と回答した割合*：80%以上</li> <li>・保育所・幼稚園等での研修及び市町村単位での合同研修の参加者数：800人以上 〔H24~26の年間平均参加者数：717人〕</li> <li>・親育ち支援講座の参加者数*：150人以上</li> <li>※H28から調査実施</li> </ul>
◇保育所・幼稚園等での研修 ・講話 ・ワークショップ ・事例研修					
◇市町村単位での合同研修 9市町村 ・講話等	18市町村	26市町村	34市町村		
※保育所・幼稚園等での研修及び市町村単位での合同研修の回数 年間45回	45回	45回	45回		
◇親育ち支援講座 3会場	3会場	3会場	3会場		
◆保護者研修の実施					<ul style="list-style-type: none"> <li>◆良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもに関わる姿が多く見られるようになる。</li> <li>・保護者研修の参加者数 1,400人以上 〔H24~26の年間平均参加者数：1,372人〕</li> <li>・実施園における保護者の参加率：60%以上 (H26：37.2%)</li> <li>・研修後の保護者アンケート結果における肯定的回答の割合 「子どもへの親のかかわりが大切だと思う」：100% (H26：99.9%) 「今後の子育てに活かしていきたい」：100% (H28から項目追加)</li> </ul>
◇保育所・幼稚園等での研修 年間45回 ・講話 ・ワークショップ	年間45回	年間45回	年間45回	年間45回	

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要												
45 基本的生活習慣向上事業 【幼保支援課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆午後10時以降に寝る幼児の割合が約5割、睡眠時間が短い、朝ごはんを食べていないなど、基本的生活習慣が乱れている子どもが多い。</li> <li>◆保護者の生活習慣の乱れが、子どもの基本的生活習慣の未定着につながっている場合があるなど、基本的生活習慣の重要性についての保護者の理解が十分でない状況がある。</li> </ul>	<p>子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について保護者の理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげるために、保育所・幼稚園等において、基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施する。</p>												
46 保護者の一日保育者体験推進事業 【幼保支援課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一日保育者体験の実施園において、保護者の子育てに関する意識の向上や、園と保護者の相互理解の深まりが見られる。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">保護者</td> <td>得るものがあった</td> <td>99.2%</td> </tr> <tr> <td>来年度も体験したい</td> <td>85.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保育者</td> <td>保護者の子育てに関する意識の向上につながった</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保護者と園の相互理解が図られた</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>日々の保育で変化が見られた</td> <td>85.7%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆本事業の実施は、保護者・園双方にとってメリットはあるが、園の多忙感や保護者の受け入れに対する抵抗感等の理由により、実施園が少ない。</li> </ul>	保護者	得るものがあった	99.2%	来年度も体験したい	85.1%	保育者	保護者の子育てに関する意識の向上につながった	100%	保護者と園の相互理解が図られた	100%	日々の保育で変化が見られた	85.7%	<p>子どもの育ちや保育に関する保護者の理解を深めるために、保育所・幼稚園等を利用する保護者の一日保育者体験を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆保護者の一日保育者体験の実施 保護者が、活動の補助や配膳・午睡の手伝いなどをしながら保育者と同じように過ごす。</li> <li>◆実施促進のための広報活動の充実 保護者の一日保育者体験の新規実施及び継続を促進するために、各種研修会での広報や事例集の作成・配付等の広報活動を積極的に行う。</li> </ul>
保護者	得るものがあった		99.2%											
	来年度も体験したい	85.1%												
保育者	保護者の子育てに関する意識の向上につながった	100%												
	保護者と園の相互理解が図られた	100%												
	日々の保育で変化が見られた	85.7%												

	実施計画				目指すべき姿（到達目標）
	H28	H29	H30	H31	
◆保護者用パンフレットを活用した取組の普及	→				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的生活習慣の改善が進んでいる。</li> <li>・3歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合※：100%</li> <li>・午後10時までに寝る幼児の割合※：80%以上</li> <li>※H28から調査実施</li> </ul>
◇3歳児保護者への保護者用パンフレットの配付及び学習会等の実施	→				
◇基本的生活習慣の取組強調月間の実施 年間2回	年間2回	年間2回	年間2回	年間2回	
◇基本的生活習慣の取組状況調査の実施	→				
◆保護者の一日保育者体験の実施	→				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保護者と保育者との相互理解が進むことで、共に子育てを考えるようになり、保護者が積極的に子どもに関わる姿が多くなっている。</li> <li>・H31年度末までの実施園の合計：120園以上（H27までの累計：82園）</li> <li>・体験した保護者及び実施園へのアンケート調査結果における肯定的回答の割合</li> <li>&lt;体験した保護者&gt; 「得るものがあった」：95%以上 「来年度も体験したい」：85%以上</li> <li>&lt;実施園&gt; 「保護者の子育てに関する意識の向上につながった」：95%以上 「保護者と園の相互理解が図られた」：95%以上 「日々の保育で変化が見られた」：85%以上</li> </ul>
◇保育所・幼稚園等で、保護者の一日保育者体験を実施 ・新規園の拡大及び継続実施の推進	→				
◆実施促進のための広報活動の充実	→				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修会での広報</li> <li>・保護者の一日保育者体験事業説明会の開催</li> <li>・HPへの掲載</li> <li>・事例集の作成・配付</li> </ul>	→				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
47 家庭教育支援基盤形成事業 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育てに悩みを抱える保護者が多く、子育て講座などの学習の機会の提供については、市町村ごとに取組状況に差がある。</li> <li>◆県教育委員会では、保護者と地域の子育て支援関係者が交流を深め、身近な地域で子育ての悩みを相談し合いながら学ぶための学習教材「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」を、平成26年度に作成した。</li> <li>◆家庭が重要な役割を担う基本的な生活習慣の向上に向けて、保護者への継続的な啓発が必要である。</li> </ul>	<p>家庭の教育力を高めるため、地域における家庭教育支援の取組を充実させるとともに、「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用を促進する。</p> <p>併せて、基本的な生活習慣の向上につながる取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村の家庭教育支援の取組促進 保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を促進する。</li> <li>◆「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用促進 「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用を各地域で実践できるファシリテーターを養成し、県下全域でのプログラムの活用促進を図る。</li> <li>◆早ね早おき朝ごはん県民運動の推進 基本的な生活習慣や家庭学習などの状況を親子で点検する生活リズムチェックカードの活用促進を通じて、よりよい生活習慣の定着を促す。 ※一定以上の良好な生活習慣を実践した子どもには生活リズム名人認定証を発行</li> </ul>
48 PTA活動振興事業 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆家庭は子どもの育つ基盤であり、子どもたちの知・徳・体の健全な育成を図るためには、保護者を巻き込んだ取組が不可欠である。</li> <li>◆学校と家庭の連携やPTA活動の取組状況は地域ごとに差が見られるところであり、子どもたちを取り巻くさまざまな課題を全ての県民が共有し、具体的な活動につなげていく必要がある。</li> <li>◆子どもとの関わりが十分でなかったり、子どもへの接し方に悩みを抱えたりする保護者がいる一方で、PTA活動に参加する保護者は固定化傾向にあり、より多くの保護者の参画を得るための取組が必要である。</li> </ul>	<p>子どもたちを取り巻く多様な教育課題を解決するために、保護者・学校・行政が一体となって研修・協議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆PTA・教育行政研修会 県内7地区で、地域ごとの教育課題に応じたテーマをPTAや県・市町村教育委員会関係者が議論し、地域での活動につなげていくための研修会を開催する。</li> </ul>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
◆市町村の家庭教育支援の取組促進				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上している。</li> <li>◆多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的な生活習慣が確立されている。</li> <li>・生活リズム名人認定者数： 14,000人以上/年 (H26：9,858人)</li> </ul>
◇家庭教育支援基盤形成事業費補助金による、市町村の子育て講座の開催等への支援				
◆「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用促進				
◇「親の育ちを応援する学習プログラム」を活用するファシリテーターの養成研修（県内3地区）				
◆早ね早おき朝ごはん県民運動の推進				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもたちの教育課題の解決のために、より多くの保護者がPTA活動に参画し、主体的なPTA活動が推進されている。</li> <li>・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上</li> <li>・PTA・教育行政研修会参加後に、研修会で学んだことを新たな取組につなげた単位PTAの割合：90%以上</li> </ul>
◇生活リズムチェックカードの活用促進				
◆PTA・教育行政研修会				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもたちの教育課題の解決のために、より多くの保護者がPTA活動に参画し、主体的なPTA活動が推進されている。</li> <li>・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上</li> <li>・PTA・教育行政研修会参加後に、研修会で学んだことを新たな取組につなげた単位PTAの割合：90%以上</li> </ul>
◇PTA・教育行政研修会の開催（県内7地区）				

(2) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
49 助産施設措置委託料 【児童家庭課】	<p>【現状】 経済的な理由により、入院して出産することができない妊産婦は、助産施設で入院し出産できる制度（助産制度）があるが、助産制度を知らないため、出産に要する費用負担を懸念して、医療機関で受診をためらう事例がある。 ■助産制度利用者数 H26年度：14名 H27年度：11名</p> <p>【課題】 助産制度の周知</p>	<p>○保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦が、助産施設に入院したときの助産に要する経費の支給</p>
50 地域子ども・子育て支援事業費補助金（乳児家庭全戸訪問事業等） 【児童家庭課】	<p>【現状】 市町村子ども・子育て支援事業事業計画に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるための交付金を交付する。 補助金を活用している市町村 &lt;H27年度&gt; ・乳児家庭全戸訪問事業：19市町村 ・養育支援訪問事業：14市町村 ・子育て短期支援事業：9市町村 ・地域ネットワーク機能強化事業：6市町村</p> <p>【課題】 補助金を活用していない市町村の事業実施状況の把握を行い、補助金の有効な活用について周知を図る。</p>	<p>○乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育、保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 また、要保護児童対策地域協議会調整機関の職員の専門性強化等を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する。 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、地域ネットワーク機能強化事業の4事業</p>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
助産施設との委託契約の継続（妊産婦の入所先の確保）				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p>・経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦が、安心して出産することができるようになってきている。</p>
地域子ども・子育て支援事業費補助金の継続				
				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p>・子ども及び子どもを養育しているものに、必要な支援を行うことができるとともに、要保護児童対策地域協議会の専門性強化と関係機関間の連携が図られている。</p>



事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
51 子どもの見守り体制推進事業  【児童家庭課】	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健と福祉が連携した定期的な情報共有の会議が行われていない市町村がある。(庁内連携)</li> <li>○民生児童委員による要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議への参加や、個別ケースに応じた見守り活動が不十分である。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健と福祉が連携した地域での見守り体制の整備を図る必要がある。</li> </ul>	<p>市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。</p> <p>また、地域の見守り体制において選任された民生委員・児童委員(主任児童委員)等を対象とした研修を行うとともに、地域の子どもを見守る活動に協力いただく民生児童委員協議会への感謝状の贈呈及び謝金の交付を行う。</p> <p>【H28年度の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健と福祉の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の母子保健と児童福祉の合同ヒアリングの実施</li> </ul> </li> <li>○市町村児童虐待対応体制強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止対策コーディネーターの配置</li> </ul> </li> <li>○地域の見守り体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員の要保護児童対策地域協議会「個別ケース会議」への参加促進</li> <li>・民生児童委員への研修</li> <li>・学校支援地域本部との連携</li> </ul> </li> </ul>

実施計画				目指すべき姿(到達目標)
H28	H29	H30	H31	
保健と福祉の連携強化				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の会議に主任児童委員等が参加し、地域での情報共有がなされている。</li> </ul> <p>参加率</p> <p>ケース検討会議 100%</p> <p>実務者会議 100%</p>
市町村児童虐待対応体制強化				
地域の見守り体制の構築				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なケース会議の実施(情報共有、アセスメント、援助方針)</li> <li>・児童虐待防止コーディネーター等調整職員の専門性の向上</li> <li>・ケース管理能力の向上</li> <li>・民生児童委員の要保護児童対策地域協議会「個別ケース会議」への参加による見守りの充実</li> <li>・民生児童委員を対象とした研修の実施</li> <li>・学校支援地域本部との連携による日頃からの見守り体制の構築</li> </ul>				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
52 母体管理支援事業（地域子ども・子育て支援事業費補助金等） 【健康対策課】	<p>&lt;現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■NICUで高度な医療の必要な1,000g未満の早産未熟児の出生</li> <li>・1,500g未満の出生児(うち1,000g未満) H26年：48人(うち10人)</li> <li>■満20週以降に妊娠届出のあった妊婦が存在(早期に妊娠届出のされていない妊婦が存在)</li> <li>・満20週以降届出 H26年度：66人(うち分娩後3人)</li> <li>・妊娠11週以下での届出率 H26年度：93.1%(全国91.9%)</li> <li>■産後ケアニーズ調査によると、心身に何らかのリスクを抱えていた産婦が地域に一定数存在し、約1/3が産後体調不良の状態であった</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付時の全妊婦アセスメントと妊娠から育児まで継続した支援体制が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○早産予防を目的とした母体管理の徹底</li> <li>・妊婦健診で子宮頸管長の測定と膈分泌物の細菌培養検査を継続し、早産の徴候を見つけて早期の対応につなげる</li> <li>○健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発</li> <li>○産前・産後ケアサービスの充実</li> <li>・妊娠期からの支援が必要な家庭への早期に確実なフォロー体制を強化するため、市町村への支援を実施</li> <li>★・子育て世代包括支援センターの設置の推進</li> <li>・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築するため、市町村を支援</li> <li>・母子保健コーディネーターや地域で活動する人材の育成のための研修会を実施</li> <li>★・市町村が産前・産後ケアサービスを進めるために実施する取組への財政的支援を実施</li> </ul>
53 健やかな子どもの成長・発達支援事業 【健康対策課】	<p>&lt;現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■1歳6か月児・3歳児健診の受診率は、年々改善がみられているが、全国より低い状態である</li> <li>(受診率) H23 H24 H25 H26</li> <li>1歳6か月児：85.0%→87.0%→89.2%→91.0% (H26：全国95.5%)</li> <li>3歳児：80.1%→83.0%→85.1%→88.7% (H26：全国94.1%)</li> <li>■未受診児に対して、具体的なフォローアップ方法や把握時期、期限等を示した「未受診児対応のフロー図」を全市町村で作成した(H27年度)</li> <li>引き続き、確実なフォロー体制の強化のため、支援の継続と併せて妊娠期から産褥期も含めた取組が必要</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診受診率は、まだ全国水準には達していない</li> <li>・未受診児等の確実なフォロー体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健診受診促進の取組</li> <li>・市町村が行う1歳6か月児・3歳児健診の受診促進のため、保護者への受診勧奨などの取組を支援</li> <li>・受診の啓発を実施するとともに、健診の意義や必要性など正しい情報を提供</li> <li>○未受診児など(妊娠期からも含む)の支援が必要な家庭への早期に確実なフォロー体制を強化するため、市町村への支援を実施</li> <li>○市町村保健師等母子保健従事者を対象とした体系的な研修の実施</li> </ul>

実施計画				目指すべき姿(到達目標)
H28	H29	H30	H31	
<p>早産予防を目的とした母体管理の徹底</p> <p>子宮頸管長測定、膈分泌物の細菌培養検査を継続</p>				<p>○児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠11週以下での妊娠の届出率→全国水準</li> <li>・産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた者の割合(3-4か月児)→増加</li> <li>・妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市町村の数</li> <li>①妊婦のみに実施②家族にも伝える →増加</li> <li>・超低出生体重児の出生割合 →全国水準以下を維持</li> <li>・十代の人工妊娠中絶実施率・実施数→減少</li> <li>・乳幼児健診の未受診者に対して(妊娠期からを含む)①いつまでに状況を把握するかの期限②把握方法③期限を過ぎて状況が把握できない場合の他機関との連携など状況を把握する方法を決めている市町村の数→全市町村</li> </ul>
<p>健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発</p> <p>妊婦や高校生等への啓発(高知県版母子健康手帳別冊、思春期ハンドブックの活用)</p>				
<p>産前・産後ケアサービスの充実</p> <p>子育て世代包括支援センターの設置の推進 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築 妊娠期からの支援が必要な家庭へのフォロー体制の強化</p>				
<p>※市町村の母子保健従事者を対象とした研修の実施[再掲]</p>				
<p>乳幼児健診の受診促進のための取組等</p> <p>保護者への受診勧奨等の市町村の取組を支援 未受診児等のフォロー体制の強化</p>				<p>○児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診受診率</li> <li>①1歳6か月児 ②3歳児 →全国水準</li> <li>・乳幼児健診の未受診者に対して(妊娠期からを含む)</li> <li>①いつまでに状況を把握するかの期限</li> <li>②把握方法</li> <li>③期限を過ぎて状況が把握できない場合の他機関との連携など状況を把握する方法を決めている市町村の数 →全市町村</li> </ul>
<p>乳幼児健診の受診促進のための啓発活動</p> <p>広く県民への啓発活動 保育所、幼稚園との連携</p>				
<p>市町村の母子保健従事者を対象とした研修の実施</p>				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
57 地域子育て支援拠点等運営事業費補助金 58 安心子育て運営事業費補助金 59 子育て支援員等研修事業委託料 54 地域子育て支援事業  【少子対策課】	地域子育て支援センター 23市町村 45箇所 (H28.4月現在)  子育て家庭を取り巻く環境は厳しく、育児中の母親の孤立や育児負担、不安が増している。 健やかな子どもの成長のためには、地域子育て支援センターの機能強化が必要  ◆センター未設置市町村 ・親子がいつでも集うことができる場の確保  ◆センター設置市町村 ・子育て中の親子の抱える課題に対応した支援及び、関係機関との連携構築  ◆支援センター職員の資質向上 ・経験年数が少ない職員が多い  ◆ひきこもりがちな乳幼児家庭 ・支援センター職員による訪問  ◆子育て支援の環境づくり ・地域社会全体で子育てを支援する環境の確保	(57) 地域子育て支援拠点等運営事業費補助金 ・地域子育て支援センターの運営費補助(国交付金3分の1)  (58) 安心子育て運営事業費補助金 ・市町村が行う子育ての孤立防止に資する事業に対して補助 ・地域子育て支援センターの妊娠期からの切れ目ない支援の取組に対して補助(父親支援、マタニティーセミナー、乳幼児家庭訪問ほか)  (59) 子育て支援員等研修事業委託料 ・子育て支援員の養成 ・地域子育て支援センターの職員の資質向上(妊娠期からの支援、貧困等で特別な支援が必要な家庭への支援のスキルアップに資する研修ほか)  (54) 地域子育て支援事業 ・地域子育て支援センターのニーズに応じた講師を派遣 ・企業等の子育て支援を充実するための出前講座等の講師を派遣

実施計画					目指すべき姿(到達目標)
H28	H29	H30	H31		
地域子育て支援拠点等運営事業費補助金					地域子育て支援センター 25市町村 50箇所  ・乳幼児の少ない町村における子育て支援の場が拡充されている。
23市町村 45箇所 1箇所増(大月町)	23市町村 47箇所 2箇所増 (室戸市、高知市)	24市町村 48箇所 1箇所増	25市町村 50箇所 2箇所増 (高知市ほか1箇所)		
安心子育て運営事業費補助金					・各子育て支援センターで、妊娠期からの切れ目ない支援や、関係機関との連携体制が構築され、厳しい家庭の親子に対する支援が充実している。
◆妊娠期からの支援 13箇所	◆妊娠期からの支援 20箇所	◆妊娠期からの支援 30箇所	◆妊娠期からの支援 40箇所		
◆支援センター職員等による乳児家庭訪問 4箇所(再掲)	◆支援センター職員等による乳児家庭訪問 7箇所(再掲)	◆支援センター職員等による乳児家庭訪問 10箇所(再掲)	◆支援センター職員等による乳児家庭訪問 13箇所(再掲)		
子育て支援員等研修事業委託料					・地域子育て支援センターの役割を理解した職員やボランティアが養成され、親子のニーズに応じた講座や支援が拡充している
◆子育て支援員の養成 30名	◆子育て支援員の養成 30名	◆子育て支援員の養成 30名	◆子育て支援員の養成 30名		
地域子育て支援事業					・各子育て支援センターや子育てサークルにおける子育てについての学習の場が拡充される。 ・企業内で子育てを支援する環境を醸成する。
◆子育て講座 60件	◆子育て講座 60件	◆子育て講座 60件	◆子育て講座 60件		
◆子育て出前講座 10件	◆子育て出前講座 10件	◆子育て出前講座 10件	◆子育て出前講座 10件		

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
55 子育て支援ポータルサイト 相談委託料 【少子対策課】	H27年度 相談件数 96件 <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠に関すること 20件</li> <li>産後に関すること 12件</li> <li>子育てに関すること 64件</li> </ul> <p>□相談窓口としての周知の必要性。 □潜在的な悩みや不安に対応がしやすい一方で匿名性が高いため、関係窓口と連携した継続支援に繋がりにくい □H27年度から開始した「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の専門相談員（非常勤 助産師）による相談業務の継続の方向性等をふくめ、相談体制としてのあり方を整理していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先 (社) 高知県助産師会</li> <li>対象：妊娠中から生後3歳まで</li> <li>相談方法 こうちプレマ net「プレマ相談」でのメール及び電話での相談に対応。メールによる相談は24時間受付している。 よくある相談内容を事例集として掲示</li> <li>相談体制 助産師会に登録する助産師が相談に対応。</li> </ul>
56 出会い・結婚・子育て応援 窓口運営事業 【少子対策課】	<p>①高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーに専門相談員等（助産師）の設置（H27～）</p> <p>H27年度 相談件数            電話相談件数 34件            出張相談件数 184件            ・子育て支援センター：22ヶ所            ・子育てサークル：4ヶ所            ・企業：2ヶ所            ・子育て相談会：2ヶ所            ・各種イベント・妊活講座：5ヶ所</p> <p>□市町村に出向き、相談業務をとおして助産師としての専門性を活かした支援が可能 □妊婦や子育て家庭だけでなく、子育て支援センターの相談機能を強化するためのスタッフ支援としてもニーズが高い □専門相談員（助産師）の継続的な確保 □市町村の保健師等との連携体制が必要。</p> <p>②インターネット、ホームページ保守等委託業務            (ア) こうちプレマ net            H27年度アクセス数 39,589件            (イ) 出会い・結婚・子育て応援窓口 HP            H27年度アクセス数 4,429件</p> <p>□(ア)に関しては、市町村とも情報発信機能を共有できるようになったことから、市町村とともに活用の幅を広げ、有効性を高めることが必要 □(イ)に関しては、活用促進のため、情報の更新と積極的な周知が必要</p>	<p>妊娠から子育てまでの各段階に応じた相談等に            応じる相談員を設置するとともに、窓口に関連するホームページの保守・管理を行う。</p> <p>①            ・業務内容            助産師による妊娠・出産・子育てに関する相談業務（電話相談・出張相談等）            子育て支援に関する情報の発信            地域における子育て支援体制づくりへの支援</p> <p>②            (ア) 子育て支援ポータルサイト            ・委託内容 こうちプレマ netの保守管理            (イ) 出会い・結婚・子育て応援窓口 HP            ・委託内容 応援コーナーHPの保守管理            ※毎年配信される内容を調査し、更新。</p>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
<p>●月ごとに相談内容と件数を把握 ●年度ごとに相談体制として委託事業のあり方の見直し</p> <p>平成29年度末までに応援コーナーの役割とともに相談体制のあり方を整理</p>				<p>妊娠期や子育て中の方が、電話やメールで気軽に相談に対応できる体制が確保されている。</p>
<p>①高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー</p> <p>平成29年度末までに助産師会への相談委託業務とともに相談体制のあり方を整理</p>				
<p>②インターネット、ホームページ保守等委託業務            (ア) 子育て支援ポータルサイト</p> <p>●随時、配信内容の修正を実施</p> <p>●モニタリング</p> <p>(イ) 出会い・結婚・子育て応援窓口 HP</p> <p>●周知 ●情報の更新 ●情報の更新 ●情報の更新 ●情報の更新</p>				<p>妊娠期や子育て中の方が、電話やメールで気軽に相談に対応できる体制が確保されている</p> <p>県内すべての市町村で子育て支援の体制が確立され、子育て支援拠点が必要とされる役割を担うことができている</p> <p>年間出生数が50を超える自治体すべてにおいて情報発信のツールとしてプレマ net が活用されている            ◎数値目標            プレマ net            月平均アクセス数 4,379件</p> <p>出会い・結婚・子育て            応援窓口 HP            月平均アクセス数 1,100件</p>

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
60 生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金) 80. 生活困窮者自立相談支援事業 81 生活困窮者家計相談支援事業 82 生活保護生活扶助費 83 生活保護扶助費(教育扶助) 84 生活保護扶助費(生業費に おける高等学校等修学費)  【福祉指導課】	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>1 生活困窮者自立相談支援事業の実施状況</p> <p>県実施分(23町村)</p> <p>… 16町村社協に自立相談支援員を設置(安芸管内7町村は奈半利町社協、三原村は大月町社協において広域実施)</p> <p>11市</p> <p>… 9市は市社協に、1市はNPO法人に委託。1市が直営。</p> <p>2 生活困窮者家計相談支援事業の実施状況</p> <p>県実施(23町村)</p> <p>自立相談支援事業を通じて委託先の(社)高知県社会福祉協議会が実施。</p> <p>27年度実績</p> <p>相談件数 13 支援件数 2</p> <p>3 生活保護の実施状況</p> <p>27年度末現在(速報値)</p> <p>被保護者世帯数 15,482世帯</p> <p>被保護人員 20,438人</p> <p>保護率 27.9%</p> <p>4 住居確保給付金の給付状況</p> <p>27年度実績</p> <p>県実施(23町村) 0</p> <p>11市 4</p> <p>本県では帰来先に住居のある者が大半であり、特に町村分においては二一スがない。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>1 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>各自立相談支援機関における取組みに温度差がある。</p> <p>2 生活困窮者家計相談支援事業</p> <p>相談件数、支援件数とも低調。</p>	<p>生活困窮者の相談支援事業に取組み、住宅を喪失又はその恐れのある者への住宅費を支給するとともに、家計に課題のある生活困窮者に対し家計収支の改善や家計能力の向上等のための指導及び相談を実施する等、必要に応じて適切な支援機関につなぐ。</p>

実施計画			
H28	H29	H30	H31
1 生活困窮者自立相談支援事業			
自立相談支援員の支援技術のスキルアップ			
5ブロック別自立相談支援機関協議会の設立	5ブロック別協議会による、事例研究、情報交換を継続的に行い、情報共有と相互研鑽の促進によって自立相談支援員のスキルアップを図る。		
2 生活困窮者家計相談支援事業			
家計相談支援の充実			
家計相談支援が必要な者への効果的なアウトリーチの検討	①家計相談支援を必要とする者への効果的なアウトリーチ実践による相談件数の増 ②自立相談支援からの効果的な家計相談支援への誘導による支援件数の増		
3 生活保護の実施			
保護を必要とする者に対する保護の適正実施			
①自立相談支援機関と連携した自立支援のためのつなぎ(保護申請時:自立相談支援機関への相談者→生活保護実施機関、保護廃止時:保護からの自立者→自立相談支援機関(保護再開の未然防止)) ②県の生活保護実施機関への指導監査による保護の適正実施の維持			

目指すべき姿(到達目標)
<p>地域住民や民生委員・児童委員から受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みが構築されるとともに、生活困窮者の自立支援策が充実、強化されている。</p> <p>&lt;目標値&gt;</p> <p>1 生活困窮者などに対する官民協働による相談件数(町村分):</p> <p>1,840件 (H27年度実績 1,162件)</p> <p>2 自立支援計画の策定数(町村分): 70件 (H27年度実績 48件)</p>

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
61 ひとり親家庭等の県営住宅 入居の優遇措置  【住宅課】	県営住宅は入居にあたっては原則として公募によることとされている。 このため、すべての該当世帯の入居希望にこたえることができない。	県営住宅の入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講ずることで、ひとり親世帯への支援を行っていく。
62 空き家活用促進事業 (地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業)  【住宅課】	【現状】 多子世帯用住宅は不足している一方、高知県の人口は減少しつつあり、空き家が増えている。  【課題】 需要に対する供給が可能な住宅が不足するなか、空き家は多数あることから、需要に合う住宅に再生し活用する方法を検討する必要がある。	空き家を市町村が借り上げるなどのうえリフォームし、住宅確保要配慮者等に低廉な家賃で提供することを支援する事業の実施をとおして、住宅確保要配慮者である多子世帯等の居住支援を行う。 (低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を推進するため、市町村が負担する住宅の整備費用・家賃低廉化費用を支援しており、県は国費の優先的配分等を実施している。)
63 高知県居住支援協議会の活動  【住宅課】	【現状】 多子世帯用住宅は不足している  【課題】 民間賃貸住宅においては、住宅確保要配慮者等を受け入れる管理者が少なく、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居は困難。	高知県居住支援協議会が低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者等」という)又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。及び住宅確保要配慮者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、居住の安定方策に関すること等を実施しており、県もその会員として活動に協力している。

実施計画				目指すべき姿(到達目標)
H28	H29	H30	H31	

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
64 ひとり親家庭自立支援事業 費補助金（自立支援教育訓練 給付金補助金） 65 ひとり親家庭自立支援事業 費補助金（高等職業訓練促進 給付金等補助金） 67 ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業  【児童家庭課】	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で行わなければならない、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援が必要である。</li> <li>ひとり親家庭の親が、資格や技能を取得する際の経費等の負担軽減に取り組んでいる。</li> <li>H27 実態調査によると、仕事に関して望む支援は「技術・資格取得の支援」が1位となっている。</li> </ul> <p>【平成27年度】（市実施分含む） 利用者数 ・自立支援教育訓練給付金：6人 ・高等職業訓練促進給付金：82人 ・高卒認定試験合格支援事業：0人</p> <p>【平成26年度】（市実施分含む） ・高等職業訓練促進給付金の利用者数：128人 ・高等職業訓練促進給付金による資格取得者数：43人 ・高等職業訓練促進給付金による正規雇用者数：30人</p> <p>母子家庭の母親の就労率は92%となっているが、正社員での雇用形態は56.7%で平均年間就労収入は210万円と、父子家庭328万円の6割程度で経済的に厳しい状態にある。</p> <p>また、父子家庭も臨時職員・パートタイムの雇用形態での就労が9.7%と一定割合存在し、母子家庭同様、経済的に厳しい状態にある。</p> <p>仕事に関して望む支援は、「技術・資格取得の支援」が1位。</p> <p>・年間就労収入が200万円未満の世帯割合 母子家庭:56.8% 父子家庭:28.5% (H27 高知県ひとり親家庭実態調査)</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者等への就労支援策の拡充</li> <li>制度の周知</li> </ul>	<p>○自立支援教育訓練給付金補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の親が資格取得等のため指定した教育訓練講座を受講した場合、受講料の6割を補助する。 ※平成28年4月～</li> <li>自立支援教育訓練給付金の支給割合を2割（上限10万円）→6割（上限20万円）</li> </ul> <p>○高等職業訓練促進給付金等補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の親が資格を取得するため養成機関で修業する際の生活費の給付等を補助する。 ※平成28年4月～</li> <li>高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大（歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師を追加）と支給期間の上限を延長（24月→36月）</li> </ul> <p>○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の親及び児童が高卒認定試験合格のための講座を受講しこれを修了した時及び合格した時に受講料の一部を補助する。 ※平成28年4月～</li> <li>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象者にひとり親家庭の児童を追加</li> </ul>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事務担当者会で制度の説明</li> <li>県広報を活用した周知</li> </ul>				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の保護者の高等職業訓練促進給付金の利用者数：220人</li> <li>高等職業訓練促進給付金による資格取得者数：75人</li> <li>高等職業訓練促進給付金による正規雇用者数：50人</li> </ul>
ひとり親家庭自立支援事業 継続				
<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援教育訓練給付金補助金</li> <li>高等職業訓練促進給付金等補助金</li> </ul>				
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 継続				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
66 ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業費補助金  【児童家庭課】	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援が必要である。</li> <li>ひとり親家庭の親が、資格や技能を取得する際の経費等の負担軽減に取り組んでいる。</li> <li>H27 実態調査によると、仕事に関して望む支援は「技術・資格取得の支援」が1位となっている。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>母子家庭の母親の就労率は92%となっているが、正社員での雇用形態は56.7%で平均年間就労収入は210万円と、父子家庭328万円の6割程度で経済的に厳しい状態にある。</p> <p>また、父子家庭も臨時職員・パートタイムの雇用形態での就労が9.7%と一定割合存在し、母子家庭同様、経済的に厳しい状態にある。</p> <p>仕事に関して望む支援は、「技術・資格取得の支援」が1位。</p> <p>・年間就労収入が200万円未満の世帯割合 母子家庭:56.8% 父子家庭:28.5% (H27 高知県ひとり親家庭実態調査)</p> </div> <p>【課題】 制度の周知</p>	<p>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得及び自立を促進する。</p>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯の子どもの中学校及び高校等卒業後の進学率と就職率の合算値：高知県全体の平均レベル</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付事業開始</li> <li>県社協との協議</li> <li>事務担当者会で制度の説明</li> <li>対象者への周知</li> </ul>				



事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
68 ひとり親家庭等自立支援事業費（就業・自立支援相談事業等委託料） 【児童家庭課】	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援が必要である。</li> <li>ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、自立に向けた就労支援等を実施している。</li> <li>相談者数や就職者数が減少しており、センターの相談体制を強化していく。</li> </ul> <p>【平成27年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数：1,111件</li> <li>就職者数：60人</li> <li>移動相談：21回</li> <li>専門家による無料相談：24回</li> </ul> <p>母子家庭の母親の就労率は92%となっているが、正社員での雇用形態は56.7%で平均年間就労収入は210万円と、父子家庭328万円の6割程度で経済的に厳しい状態にある。</p> <p>また、父子家庭も臨時職員・パートタイムの雇用形態での就労が9.7%と一定割合存在し、母子家庭同様、経済的に厳しい状態にある。</p> <p>仕事に関して望む支援は、「技術・資格取得の支援」が1位。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間就労収入が200万円未満の世帯割合 母子家庭:56.8% 父子家庭:28.5% (H27 高知県ひとり親家庭実態調査)</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>センター職員のスキル向上、関係機関との連携強化、就職者数の増加の取組強化</p>	<p>ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務と児童扶養手当受給者を対象とした就業に関する支援業務を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん（H28.4より土曜日も開所）</li> <li>移動相談</li> <li>専門家による無料相談</li> <li>就業支援講座の開催</li> <li>センターホームページ等による情報提供と情報更新</li> <li>母子父子自立支援プログラム策定事業</li> </ul>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
ひとり親家庭等就業自立支援センター事業 継続				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯の子どもの中学校及び高校等卒業後の進学率と就職率の合算値：高知県全体の平均レベル</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん（H28.4より土曜日も開所）</li> <li>移動相談</li> <li>専門家による無料相談</li> <li>就業支援講座の開催</li> <li>ホームページ等による情報提供と情報更新</li> <li>母子父子自立支援プログラム策定事業</li> <li>県広報を活用した周知</li> </ul>				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
69 被保護者就労支援事業 70 生活困窮者就労準備支援事業 71 生活困窮者就労訓練事業所支援事業  【福祉指導課】	1 生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者就労支援事業を通じた就労支援を行ってきたが、効果的な就労支援となっていない。  2 直ちに就労することが困難な生活困窮者への自立支援策である、就労訓練事業（中間的就労）の受け皿となる事業所が十分に確保できていないことに加えて、自立相談支援員の就労支援に関するノウハウも不十分。	1 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、半日や週3日といった柔軟な働き方のできる認定就労訓練事業所での就労訓練を活用した就労支援を実施する。  2 認定就労訓練事業と生活保護受給者等自立促進事業（ハローワーク事業）の積極的活用による就労支援強化を図る。

実施計画			
H28	H29	H30	H31
認定就労訓練事業を通じた就労実績を弾みに就労訓練事業所認定の促進			
認定就労訓練事業を通じた就労を実現させる実績の蓄積			
認定就労訓練事業の開拓・支援			
3 市町村での訓練事業所認定	13 市町村での訓練事業所認定	23 市町村での訓練事業所認定	34 市町村での訓練事業所認定
就労支援に結びつくアウトリーチの充実			
自立相談支援機関への就労支援に結びつくアウトリーチ方法の意識づけ	行政窓口でのチラシ配布による周知、民生・児童委員からの情報提供の促進等による就労支援に結びつかせるためのアウトリーチを展開		
生活保護就労支援員、ハローワーク等就労支援関係機関との連携強化及び自立相談支援員の就労支援ノウハウの獲得			
①自立相談支援員に対する各種研修会（就労支援研修会・ソーシャルワーク技術研修会）の開催 ②自立相談支援員の生活保護就労支援協議会への参画による被保護者就労支援事業、ハローワークとの連携強化 ③ハローワークとの協働による生活保護受給者等就労自立促進事業活用の促進			
自立相談支援事業を通じて、認定就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用した就労の実現			
85 人就労/年	98 人就労/年	111 人就労/年	124 人就労/年

目指すべき姿（到達目標）
全市町村において、認定就労訓練事業所が設置され、地域での認定就労訓練事業を通じた就労が実現されている。  <目標値> 1 認定就労訓練事業所数： 34（市町村）事業所 （H27 年度実績 2 事業所（1 市）） 2 生活困窮者支援において就労が実現した者の数：124 人 （H27 年度実績 72 人）

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
72 女性就労支援事業（高知家の女性しごと応援室） 【県民生活・男女共同参画課】	・働くことを希望する女性の相談窓口として、一定定着しており、今後、相談者をより確実に就労につなげる取組が必要	こうち男女共同参画センター「ソーレ」内に設置した「高知家の女性しごと応援室」において、求職しているがなかなか就労に結びつかない女性や、潜在的に求職する可能性がある女性、起業を考える女性等をきめ細かく支援  支援内容： ①キャリアコンサルティング・相談 ②情報提供 ③職業紹介 ④主催研修の実施 ⑤広報による潜在的な求職者の掘り起こし
73 ファミリー・サポート・センター事業 【県民生活・男女共同参画課】	・国の補助要件（登録会員数50人以上）のハードルが高く、県内でのファミリー・サポート・センター設置が2か所（高知市、佐川町）のみにとどまっている。 ・制度が十分に知られていないため、利用ニーズが顕在化しておらず、提供会員の登録が少ない。	女性が子育てしながら安心して働き続けられる環境を整備するため、地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織によるファミリー・サポート・センターの県内全域での普及を目指し、国の補助要件を満たさない小規模なセンターを設置・運営する市町村を県単独で補助するとともに、会員の増加に向けたセンターのPRや提供会員になるための研修を実施する。

	実施計画				目指すべき姿（到達目標）
	H28	H29	H30	H31	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・きめ細やかな就労支援</li> <li>・求人情報の充実</li> <li>・バージョンアップに向けた検討</li> </ul>	→				<p>3か月以内に就職を希望する相談者の就職率の向上</p> <p>（H27年度：54.9%→H31年度目標値（総合戦略KPI）：60%）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知版センター設置への支援</li> <li>・会員増加に向けたセンターのPRと研修の実施</li> </ul>	→				<p>高知市周辺及び県東西の市部を中心に県内全域での開設を目指す。</p>

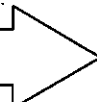
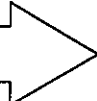
事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
74 離職者等再就職訓練事業 【雇用労働政策課】	○委託訓練全体の就職率は下記のとおりであり、伸び悩みの状況。 [近年の就職率] ・H24 → 78% ・H25 → 81% ・H26 → 79%	離転職者等が、再就職に必要な技能及び知識を習得するために、地域の実情に応じた職業訓練を実施し、早期就職につなげる。
75 乳幼児医療費補助金 【健康対策課】	<現状> 乳幼児医療費助成事業の実施主体は市町村であり、ここ数年の間にほとんどの市町村で中学卒業まで（一部は高校卒業まで）医療費助成制度が拡充されている。	乳幼児の疾病の早期発見、早期治療を促進のために、乳幼児にかかる医療費の一部を助成する。 補助先：市町村 補助率：1/2 補助対象事業：乳幼児医療費助成事業 (医療費・審査支払手数料)

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
<p>民間教育訓練施設を活用した離転職者訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業ニーズに応じたビジネスマナー等の基礎的訓練や資格取得を目指した訓練の実施</li> <li>・求職者等のニーズにあったパソコンスキル習得のための基礎的訓練の実施</li> <li>・介護福祉士養成コースを含む、雇用吸収率の高い介護系訓練の実施</li> <li>・企業実習を併用したより実践的な訓練の実施</li> </ul>				委託訓練受講者の就職率 79.2% (H26実績) (H22-H26平均就職率76%) ↓ 80% (H31)
<p>市町村への乳幼児医療費の助成</p>				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
76 ひとり親家庭医療費助成事業 【児童家庭課】	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援が必要である。</li> <li>H27 実態調査によると、医療費助成制度を知らない割合は、父子家庭が母子家庭より23.2ポイント高い。</li> </ul> <p>【平成27年度】 受給者数：15,845人</p> <p>母子家庭の母親の就労率は92%となっているが、正社員での雇用形態は56.7%で平均年間就労収入は210万円と、父子家庭328万円の6割程度で経済的に厳しい状態にある。</p> <p>また、父子家庭も臨時職員・パートタイムの雇用形態での就労が9.7%と一定割合存在し、母子家庭同様、経済的に厳しい状態にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間就労収入が200万円未満の世帯割合 母子家庭:56.8% 父子家庭:28.5%</li> <li>支援制度の認知度(医療費助成制度を知らない割合) 母子家庭:10.0% 父子家庭:33.2% (H27 高知県ひとり親家庭実態調査)</li> </ul> <p>【課題】 制度の周知</p>	<p>市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業への補助を通じて、母子・父子家庭の医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の健康の増進を図る。</p> <p>・補助対象：保険診療による医療費（入院、通院、歯科）の自己負担分（高額療養費は除く）、高知県国民健康保険団体連合会に対する医療費審査支払手数料</p>
77 児童扶養手当費 【児童家庭課】	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援が必要である。</li> <li>H27 実態調査によると、行政に対する要望は「年金・手当額の増額」が1位となっている。</li> </ul> <p>【平成28年3月末】 受給者数:8,436人(県分1,203人)</p> <p>母子家庭の母親の就労率は92%となっているが、正社員での雇用形態は56.7%で平均年間就労収入は210万円と、父子家庭328万円の6割程度で経済的に厳しい状態にある。</p> <p>また、父子家庭も臨時職員・パートタイムの雇用形態での就労が9.7%と一定割合存在し、母子家庭同様、経済的に厳しい状態にある。</p> <p>行政に対する要望は、「年金・手当の増額」が1位。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間就労収入が200万円未満の世帯割合 母子家庭:56.8% 父子家庭:28.5% (H27 高知県ひとり親家庭実態調査)</li> </ul> <p>【課題】 制度の周知</p>	<p>父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する。</p> <p>※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給 ※平成26年12月～ 公的年金等との併給制限の見直し ※平成28年8月～ 第2子、第3子加算額が増額 第2子：月額5千円 →最大で月額1万円に 第3子：月額3千円 →最大で月額6千円に</p>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
ひとり親家庭医療費助成事業 継続				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p>&lt;目標&gt; ・ひとり親世帯の子どもの中学校及び高校等卒業後の進学率と就職率の合算値：高知県全体の平均レベル</p>
児童扶養手当費 継続				
<p>・H28.8月分手当より第2子、第3子加算額が増額</p>				<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p>・ひとり親世帯の子どもの中学校及び高校等卒業後の進学率と就職率の合算値：高知県全体の平均レベル</p>

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
78 母子・父子自立支援員設置費 79 母子父子寡婦福祉資金貸付事業  【児童家庭課】	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子・父子自立支援員設置費</li> <li>・母子父子自立支援員2名による貸付金滞納者への償還指導を随時行っている。</li> </ul> <p>【平成27年度】 相談・償還対応件数 1,519件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</li> <li>・要件を満たす貸付申請者から提出された各種申請書を審査し、適正な貸付を行う。</li> </ul> <p>【平成27年度】 貸付件数 66件 貸付金額 37,698,860円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭への各種支援制度を掲載した「母子・父子・寡婦福祉のしおり」を市町村（ひとり親世帯分含む）及び関係機関へ配布する。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子・父子自立支援員設置費</li> <li>・ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供等及び福祉資金貸付の償還指導を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</li> <li>・母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦等に、各種資金を貸し付けることで、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進する。</li> </ul> <p>※平成26年10月～ 父子家庭への対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の種類：事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金</li> </ul>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
母子・父子自立支援員設置費 継続 				<ul style="list-style-type: none"> <li>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</li> </ul> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親世帯の子どもの中学校及び高校等卒業後の進学率と就職率の合算値：高知県全体の平均レベル</li> </ul>
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 継続 				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利率の引き下げ（1.5%→1.0%）</li> <li>・就職支度資金の貸付限度額の引き上げ（特別分限度額32万円→33万円）</li> </ul>				

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
85 就学奨励事業 【特別支援教育課】	<p>法（特別支援学校への就学奨励に関する法律※）で定められた支援制度であり、実施計画や到達目標の設定には馴染まない事業であることから、進捗管理シート及び線表作成を見送ることとする。</p> <p>（※）第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるものについて、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p>	
86 高等学校等就学支援金事業 高校生等奨学給付金事業 87 高知県高等学校等奨学金事業 【高等学校課】	<p>◆高等学校等就学支援金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度について、リーフレットを複数回配布するなどして周知徹底に努め、対象者から届出期限までに何らかのものを提出させ、支給漏れや確認漏れがないようにしている。</li> <li>既卒者や留年生などは、所得制限以下であっても、国の就学支援金の支給の対象とならない。</li> <li>制度について、対象者への周知徹底を図る必要がある。</li> </ul> <p>◆高校生等奨学給付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度について、リーフレットを複数回配布するなどして周知徹底に努め、対象者のほとんどから届出期限までに提出させている。</li> <li>制度について、対象者への周知徹底を図る必要がある。</li> </ul> <p>◆高知県高等学校等奨学金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満たす貸与希望者全員に貸与している。</li> <li>高等学校等奨学金については、未就職や低収入等の理由により、返還が滞る者がある。</li> <li>制度について、対象者への周知徹底を図る必要がある。</li> </ul>	<p>◆高等学校等就学支援金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費の負担軽減を図る。</li> <li>中途退学した後、再び学び直す生徒に対して就学支援金の支給期間経過後も2年間学び直し支援金が支給される。</li> <li>国の就学支援金の対象とならない既卒者や留年生などには、所得制限はあるが、本県独自の就学支援金を支給する。</li> <li>就学支援金が受けられない生徒でも、家計が急変した場合には、次年度、支援金の受給資格を審査するまでの間、授業料を免除する。</li> </ul> <p>◆高校生等奨学給付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に支援を行う。</li> </ul> <p>◆高知県高等学校等奨学金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないように、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与している（卒業後6ヵ月後から、要返還）。</li> <li>平成24年度以降の貸与対象者について150万円を超える収入が得られるまでの間、返還を猶予することができる所得連動型猶予制度を導入している。</li> </ul>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
◆就学支援金事業・奨学給付金事業・奨学金貸与事業の継続実施 →				<p>◆対象者全員に制度が周知されている。</p> <p>◆要件を満たす対象者全員に支給や貸与等が実施されている。</p>

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
88 私立高等学校等再就学支援 金交付金  【私学・大学支援課】	○収入の低い家庭であっても私立学 校に通うことができるよう、家庭 の経済的負担が軽減されている。  ●就学支援金の支給があっても、学 校により授業料の負担がある場合 がある。	高等学校等を中途退学した者が再び 高等学校等で学びなおす場合に、法 律上の就学支援支給期間（36 月 定時制・通信制は 48 月）の経過後 も、卒業までの間継続して授業料の 支援を行う。
89 私立学校授業料減免補助金  【私学・大学支援課】	○高校生については、収入 350 万 円未満の家庭について授業料は実質 無償となっている。	県内の私立学校に在籍する児童 生徒のうち経済的理由から授業料 の納付が困難となった者に対し て、授業料減免措置を実施した学 校法人に補助金を交付する。

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	



事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
90 私立高等学校等就学支援金交付金 【私学・大学支援課】	<p>○収入の低い家庭であっても私立学校に通うことができるよう、家庭の経済的負担が軽減されている。</p> <p>●就学支援金の支給があっても、学校により授業料の額に差があるため家庭の負担がある場合がある。</p>	<p>家庭の経済状況に関わらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校生等がいる世帯に対して、公立高校授業料相当額を助成する。</p>
91 私立高校生等奨学給付金扶助費 【私学・大学支援課】	<p>○収入の低い世帯について、授業料以外（教科書、教材費、入学金等）の経済的負担が軽減されている。</p> <p>●第1子と第2子以降で支給額に差がある。</p>	<p>低所得世帯の教育負担を軽減するため、県内に在住する年収250万円未満程度（市町村民税所得割額非課税世帯）の世帯に対して、定額を支給する。</p>

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
92 多子世帯保育料軽減事業 【幼保支援課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成27年度は、高知市を除く33市町村(無料化の町村含む)において、多子世帯の保育料の軽減が行われている。</li> <li>◆高知市は、保育所等に第1子が入所している場合、同時入所の第2子の保育料を無料化している。</li> <li>◆多子世帯の保育料の無料化については、国の制度として措置すべきであり、同時入所等の要件廃止と対象の拡大を図る必要がある。</li> </ul>	子どもを産み育てやすい環境を整備するため、3人以上の子どもがいる家庭に対し、経済的負担の軽減を図るため、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化の助成を行う。

実施計画				目指すべき姿(到達目標)
H28	H29	H30	H31	
◆多子世帯への保育料軽減又は無料化の助成				◆全ての市町村で、多子世帯の保育料の負担軽減が行われている。
◇多子世帯への保育料軽減又は無料化への補助				

(4) 児童虐待防止対策の推進 (子どもたちの命の安全・安心の確保)

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
93 児童虐待防止等対策事業 94 児童相談所電話対応専門員配置  【児童家庭課】	<p>【現状】 (速報値)</p> <p>○相談種類別受付件数 (H27年度)</p> <p>養護相談 828件 (うち虐待) 508件 障害相談 1838件 非行相談 138件 育成相談 206件 その他 10件 計 3020件</p> <p>○児童虐待対応件数 (H27年度)</p> <p>通告(相談)受理件数 508件 虐待認定・対応件数 365件</p> <p>○一時保護の状況 (H27年度)</p> <p>受付件数 277件 (うち虐待) 137件 ※うち職権保護受付件数 130件 (うち虐待) 98件</p> <p>○市町村 (要保護児童対策地域協議会等)の現状</p> <p>・児童福祉司と同等の資格を持つ市町村職員が養成されたものの、相談窓口担当職員の人事異動等のために専門性の確保・継続が困難</p> <p>・適宜・適切なアセスメントの実施や援助方針の見直しが必要</p> <p>○オレンジリボン</p> <p>子どもの人口が減少している中でも児童虐待の件数は増加しており、子どもを取り巻く環境は、厳しい状況にある</p> <p>【課題】</p> <p>○関係支援機関との連携強化と情報共有</p> <p>○適宜、適切なアセスメントの実施</p> <p>○市町村における児童家庭相談支援体制の強化</p> <p>・個別ケースへの対応力の向上</p> <p>・要保護児童対策協議会の活動強化</p> <p>○妊娠・出産・乳幼児期からの保健と福祉・地域住民等との連携による見守り体制の構築が必要 (再掲)</p> <p>○オレンジリボや児童虐待予防研修事業の事業効果が見えにくい</p>	<p>○組織体制の抜本強化</p> <p>・管理職員の体制強化による組織マネジメント力の抜本強化</p> <p>・急増する虐待通告に対応できる職員体制の拡充・強化</p> <p>○職員の専門性の確保</p> <p>・外部専門家の招へい</p> <p>・法的対応力の強化 (弁護士による法的対応の代行とサポート)</p> <p>・児童相談所職員の県外先進地 (児童相談所) への派遣研修</p> <p>・職種別・経験年数別の職員研修体制の充実・強化</p> <p>・非常勤職員の配置による休日・夜間の電話対応力の強化</p> <p>○検証委員会による児童相談所への提言に対する対応とその進捗管理の実施</p> <p>○市町村における児童家庭相談支援体制の強化</p> <p>・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言</p> <p>・児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修</p> <p>・高知市 (要保護児童対策地域協議会) への重点支援</p> <p>○地域で子どもたちを見守る仕組みづくり</p> <p>○児童虐待防止、早期発見・早期対応のため、官民共同によるオレンジリボンの周知活動等を通して、県民に対し広く啓発活動を行う</p> <p>○児童虐待への予防的取組みの1つとして、「あまえ療法」の理論と実践に取り組むこととし、保育士や保健師等 (特に地域の中核的人材となり得る者) を対象にした指導者養成研修を実施することを NPO 法人カンガルーの会に委託する</p>

実施計画			
H28	H29	H30	H31
◆職員体制の強化		◆(仮称) 子ども総合センターの設置による相談支援体制の強化	
◆外部専門家の招へい (機能強化アドバイザーによる助言・指導)			
◆弁護士による法的サポート体制・法的対応の代行			
◆職員研修体制の充実・強化			
◆非常勤職員の配置による休日・夜間の電話対応による相談体制の充実			
◆市町村における児童家庭相談支援体制の強化			
・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言 ・児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修 ・高知市 (要保護児童対策地域協議会) への重点支援			
◆虐待防止の意識啓発と通告義務についての意識醸成			
・児童虐待防止推進月間テレビスポットによる広報 (11月実施)			
◆県の広報媒体を活用した広報の実施			
・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知			
◆オレンジリボンキャンペーンの実施			
・たすきリレー ・講演会等			
◆児童虐待予防に係る指導者養成研修の実施			
・香美市、安芸、幡多福祉保健所管轄地区 (~H30)、南国市 (H28のみ) で実施	・中央西、須崎福祉保健所管轄地区 (~H31) で実施	・中央東福祉保健所管轄地区 (~H32) で実施	

目指すべき姿 (到達目標)
<p>○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>・要保護児童対策地域協議会の会議に主任児童委員等が参加し、地域での情報共有がなされている。</p> <p>参加率</p> <p>ケース検討会議 100%</p> <p>実務者会議 100%</p> <p>・虐待の早期発見・早期対応の体制が構築され、深刻なケースに至らない取組ができています。</p> <p>・児童の虐待防止に向けた取組が進んでいる。</p> <p>・官民協働によるオレンジリボン運動の実施等により、県民の虐待予防に対する意識の高まりと、虐待が疑われる場合の通告についての意識が醸成され、虐待の早期発見につながっている。</p> <p>・乳幼児虐待予防に関する研修を受講した保育士や保健師等が、その内容を職場に持ち帰り、他職員等に指導する流れが構築され、当事業が効果的に展開されている。</p>

事業名称【担当課】	現状・課題	事業概要
95 生活実態調査委託料 【児童家庭課】	◆生活の困窮、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、一定数の子どもたちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった問題で、困難な状況に直面している。 この実態をアンケート調査や子どもの相対的貧困率の算出により、数値的に明らかにし、施策に反映していく必要がある。	・子どもの生活実態調査 県内の子ども及びその保護者に、環境や満足度、支援ニーズ等をきくアンケート調査を学校を通じて実施 ・児童養護施設入所児童・里親委託児童の実態調査 施設・里親を通じ、子どもにアンケート調査を実施 ・子どもの相対的貧困率の算出 市町村の協力によりデータ収集・突合を行い算出 ・資源量調査
96 地域コーディネーター養成事業 【児童家庭課】	◆生活の困窮、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、一定数の子どもたちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった問題で、困難な状況に直面している。 これを解決するためには、貧困などを要因とする子どもたちへの負の連鎖を断ち切ることを社会全体の問題としてとらえ、市町村や教育・福祉関係団体だけでなく、民間企業やNPO、ボランティアなどを含め、関係する支援機関などが連携・協働していく必要がある。	◆市町村担当者や市町村社会福祉協議会の推薦者、一般応募者などを対象に、地域でのネットワークづくりといった、厳しい環境にある子どもたちへの支援活動等において中心的な役割を果たすコーディネーターを養成することを目的として、講演会・研修等を実施する。

実施計画				目指すべき姿（到達目標）
H28	H29	H30	H31	
事業概要すべてをH28年度中に実施				○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会の実施</li> <li>・地域コーディネーター養成研修の実施（県内2カ所）</li> <li>・研修内容の見直し、研修市町村との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と共催での地域コーディネーター養成研修の実施（基礎研修、専門研修）</li> <li>・地域コーディネーターの配置、活用状況等調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村を実施主体とした地域コーディネーター養成研修の実施</li> <li>・地域コーディネーターの配置、活用状況等調査、見直し</li> <li>・関係行政機関、地域企業、NPO等と地域コーディネーターとの企画会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村を主体とした地域コーディネーター養成研修の実施</li> <li>・関係行政機関、地域企業、NPO等と地域コーディネーターとの連携強化、連携事業の展開</li> </ul>	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。